

官報

号外 昭和四十五年三月三十日

第六十三回 衆議院會議録 第十四号

昭和四十五年三月三十日(月曜日)

議事日程 第十二号

昭和四十五年三月三十日

午後二時開議

第一 戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 利率等の表示の年利建て移行に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

土地調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

昭和四十五年度一般会計暫定予算

昭和四十五年度特別会計暫定予算

昭和四十五年度政府関係機関暫定予算

日程第一 戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 利率等の表示の年利建て移行に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後六時五十三分開議

○副議長(荒松清十郎君) これより會議を開きます。

土地調整委員会委員任命につき同意を求めるの件
中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(荒松清十郎君) おはかりいたします。

内閣から、土地調整委員会委員に大山隆君を、中央更生保護審査会委員に古賀忠道君、柳川眞文君を任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、土地調整委員会委員の任命について申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒松清十郎君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員の任命について申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

昭和四十五年度一般会計暫定予算

昭和四十五年度特別会計暫定予算

昭和四十五年度政府関係機関暫定予算

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和四十五年度一般会計暫定予算、昭和四十五年度特別会計暫定予算、昭和四十五年度政府関係機関暫定予算、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(荒松清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和四十五年度一般会計暫定予算、昭和四十五年度特別会計暫定予算、昭和四十五年度政府関係機関暫定予算、右三件を一括して議題といたします。

昭和四十五年度一般会計暫定予算

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

土地調整委員会委員任命につき同意を求めるの件等二件 昭和四十五年度一般会計暫定予算外二件

(歳入歳出暫定予算)

第1条 昭和45年度歳入歳出暫定予算は、歳入155,076,284千円、歳出611,689,642千円とし、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、昭和45年4月1日から4月18日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の明細)

第3条 歳入歳出暫定予算の明細として、「歳入歳出暫定予算明細書」及び各省各庁の「暫定予算予定経費要求書」は、別に添附する。

(一時借入金等の最高額)

第4条 「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券及び一時借入金の最高額は、500,000,000千円とする。

(損失補償契約の限度額)

第5条 次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分		限 度	額
「原子力損害賠償補償契約」に関する法律」第8条の規定による金額の限度		補償契約金額の合計額	120,000千円

(予算の移替等)

第6条 行政組織に関する法令の改廃等に伴う職務権限の変更等によつて、「甲号歳入歳出暫定予算」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合には、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行ない、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替をすることが出来る。

2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その組織又は項に係る予算はその目的の実質に従い、そのまま執行することが出来る。

第7条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織に掲げられたそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替をすることが出来る。

所 管	組 織	項
総 理 府	総 理 府	沖縄援助其他諸費
北 海 道	北海道	北海道土地改良事業費
科 学 技 術 省	科学技術庁	海洋開発調査研究費
文 部 省	文 部 省	南極地域観測事業費

(予算の移用)

第8条 「財政法」第38条第1項ただし書の規定により移用することが出来る場合は、次の表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

1 暫定予算予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2 暫定予算予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

甲号 歳入歳出暫定予算
歳 入

主 管	部	款	項	金 額(千円)	
国 会	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	18,977	
		諸 収 入	国 有 財 産 互 助 年 金 法 給 金 物 品 売 払 収 入	1,007	
				17,970	
				17,853	
				117	
		国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	11,983	
		諸 収 入	許 可 及 手 数 料	8,591	
			及 没 収 金	3,342	
			及 徴 納 金	36	
				2,006	
				1,300	
会 計 検 査 院	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	185	
				185	
内 閣	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	82	
				82	
総 理 府	官 業 益 金 及 官 業 収 入			82	
				5,410	

官	業	收	入
病	院	收	入
國有財產貸付收入			5,410
懲罰及沒收金			5,410
物品私收入			558,275
雜計			48,903
			509,372
			475,064
			2,719
			31,589
			568,685
國有財產貸付收入			1,112,302
懲罰及沒收金			6,895
弁微及返納金			1,105,407
矯正官署作業收入			1,038,045
			5,920
			61,442
國有財產貸付收入			792
			792
大藏省租稅及印紙收入			128,483,000
			126,271,000
			110,389,000
			3,091,000
			12,791,000

官 報 (号 外)

農 林 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	国 有 財 産 使 用 収 入	日本中央競馬会新付金	授業料及入学検定料 物 品 売 払 収 入	2,009 1,916 93 93	1,659,946 24,135 3,368 20,767
通 商 産 業 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	国 有 財 産 使 用 収 入	日本中央競馬会新付金	授業料及入学検定料 物 品 売 払 収 入	2,009 1,916 93 93	1,659,946 24,135 3,368 20,767
運 輸 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	国 有 財 産 使 用 収 入	日本中央競馬会新付金	授業料及入学検定料 物 品 売 払 収 入	2,009 1,916 93 93	1,659,946 24,135 3,368 20,767
郵 政 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	国 有 財 産 使 用 収 入	日本中央競馬会新付金	授業料及入学検定料 物 品 売 払 収 入	2,009 1,916 93 93	1,659,946 24,135 3,368 20,767

勞 働 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	2,267 2,267 2,267
建 設 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	2,608 2,608 2,608
自 治 省	雑 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 貸 付 収 入	84 84 84
歳 入 總 計				155,076,284

所 管 組 織	項 目	金 額 (千円)
皇 宮 内 務 省	皇 宮 皇 族 計	4,200 38,581 2,268 44,999
	皇 宮 皇 族 計	542,802 300 543,102 319,644 200 319,844
	皇 宮 皇 族 計	
	皇 宮 皇 族 計	
	皇 宮 皇 族 計	

[illegible]

計		66,273,762
青少年対策本部	青少年健全育成対策費	3,119
	国民健康体力増強費	1,695
	計	712
日 本 学 術 会 議 部	日 本 学 術 会 議 部	5,526
近 畿 國 際 展 望 委 員 会	近 畿 國 際 展 望 委 員 会	12,989
中 部 國 際 展 望 委 員 会	中 部 國 際 展 望 委 員 会	4,840
公 正 取 引 委 員 会	公 正 取 引 委 員 会	3,525
警 察 本 部	警 察 本 部	30,755
科 学 警 察 研 究 所	科 学 警 察 研 究 所	1,432,276
皇 宮 警 察 本 部	皇 宮 警 察 本 部	13,924
計	計	68,328
土 地 調 整 委 員 会	土 地 調 整 委 員 会	1,514,522
宮 内 省	宮 内 省	3,675
行 政 管 理 庁	行 政 管 理 庁	7,464
国 連 ア ジ ア 統 計 研 修 協 力 費	国 連 ア ジ ア 統 計 研 修 協 力 費	99,143
計	計	374,174
北 海 道 開 発 庁	北 海 道 開 発 庁	1,082
北海道開発事業指導監督費	北海道開発事業指導監督費	375,256
北海道治水事業費	北海道治水事業費	181,382
北海道治水事業費	北海道治水事業費	15,829
北海道道路整備事業費	北海道道路整備事業費	24,000
北海道道路整備事業費	北海道道路整備事業費	105,365
北海道港湾漁港空港整備事業費	北海道港湾漁港空港整備事業費	315,087
北海道港湾漁港空港整備事業費	北海道港湾漁港空港整備事業費	339,950
北海道土地改良事業費	北海道土地改良事業費	144,571
北海道土地改良事業費	北海道土地改良事業費	2,051
北海道土地改良事業費	北海道土地改良事業費	118,067

防 衛 本 省	防 衛 本 省	防 衛 本 省	北海道災害復旧事業工事諸費		4,966	
			計		1,251,268	
			防 衛 本 省	防 衛 本 省	16,443,712	
			裝備品等整備諸費	裝備品等整備諸費	1,111,742	
			施設整備等附帯事務費	施設整備等附帯事務費	11,095	
			研究開発費	研究開発費	24,975	
			計		17,591,524	
			防 衛 施設	防 衛 施設	262,896	
			調達労務管理事務費	調達労務管理事務費	92,196	
			施設運営等関連諸費	施設運営等関連諸費	203,133	
			計		558,225	
			經 済 企 画 庁	經 済 企 画 庁	62,743	
			国土調査所	国土調査所	4,958	
			經濟研究所	經濟研究所	13,406	
			計		81,107	
			科 学 技 術 振 興 費	科 学 技 術 振 興 費	54,938	
			科学技術調査研究費	科学技術調査研究費	8,625	
			海洋開発調査研究費	海洋開發調查研究費	1,871	
			放射能調査研究所	放射能調查研究所	3,198	
			科学技術庁試験研究所	科学技術庁試驗研究所	168,724	
			資源調査所	資源調查所	4,931	
			計		242,287	
			總 理 府 所 管 合 計		88,055,858	
法 務 省	法 務 省	法 務 省	法 務 本 省	法 務 本 省	541,084	
			訟務費	訟務費	7,002	
			外国人登録事務費	外国人登録事務費	13,793	
			法務省施設費	法務省施設費	826	

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号 昭和四十五年度一般会計暫定予算外二件

外 務 省	公 安 調 查 片		外 務 省	公 安 調 查 片		外 務 省
	公 法	省 所 管 合 計		公 法	省 所 管 合 計	
大 藏 省	外 務 本 省	外 務 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	201,243
	貿易振興及經濟技術協力費	貿易振興及經濟技術協力費	國家公務員共済組合連合會等	國家公務員共済組合連合會等	國家公務員共済組合連合會等	4,685,192
	移 住 振 興 費	移 住 振 興 費	國 債 費	國 債 費	國 債 費	422,808
	計	計	特殊對外債務等處理費	特殊對外債務等處理費	特殊對外債務等處理費	311,772
	在 外 公 館	在 外 公 館	産業投資特別會計へ繰入	産業投資特別會計へ繰入	産業投資特別會計へ繰入	1,428
	外 務 省 所 管 合 計	外 務 省 所 管 合 計	予 備 計	予 備 計	予 備 計	736,008
	在 外 公 館	在 外 公 館	財 務 局	財 務 局	財 務 局	1,398,385
	外 務 省 所 管 合 計	外 務 省 所 管 合 計	稅 務 局	稅 務 局	稅 務 局	2,134,388
	在 外 公 館	在 外 公 館	稅 務 局	稅 務 局	稅 務 局	506,278
	外 務 省 所 管 合 計	外 務 省 所 管 合 計	稅 務 局	稅 務 局	稅 務 局	138,671
文 部 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	1,214,282
	國家公務員共済組合連合會等	國家公務員共済組合連合會等	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	1,205,986
	國 債 費	國 債 費	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	8,000,000
	特殊對外債務等處理費	特殊對外債務等處理費	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	3,000,000
	産業投資特別會計へ繰入	産業投資特別會計へ繰入	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	14,065,167
	予 備 計	予 備 計	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	597,956
	財 務 局	財 務 局	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	610,593
	稅 務 局	稅 務 局	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	5,239,323
	稅 務 局	稅 務 局	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	200,000
	稅 務 局	稅 務 局	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	54,021
文 部 省	大 藏 本 省	大 藏 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	4,660
	國家公務員共済組合連合會等	國家公務員共済組合連合會等	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	5,498,004
	國 債 費	國 債 費	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	20,771,720
	特殊對外債務等處理費	特殊對外債務等處理費	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	222,797
	産業投資特別會計へ繰入	産業投資特別會計へ繰入	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	4,818
	予 備 計	予 備 計	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	
	財 務 局	財 務 局	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	
	稅 務 局	稅 務 局	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	
	稅 務 局	稅 務 局	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	
	稅 務 局	稅 務 局	文 部 本 省	文 部 本 省	文 部 本 省	

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議錄第十四号 昭和四十五年度一般會計暫定予算外二件

国立公園等管理費	5,240	厚生本省試験研究機関
厚生統計調査費	46,276	検査防疫所
保健衛生諸費	449,995	国立らい療養所
結核医療費	3,620,587	国立更生医療機関
原爆障害対策費	585,861	国立更生医療機関
精神衛生費	2,971,973	地方医師事務所
国立病院及療養所経営費	4,366,507	地方医師事務所
生活保護費	17,943,456	地方医師事務所
身体障害者保護費	212,880	地方医師事務所
老人福祉費	1,182,079	地方医師事務所
婦人保健費	32,621	地方医師事務所
社会福祉諸費	2,176	地方医師事務所
災害救助費	10,000	地方医師事務所
児童保護費	4,526,592	地方医師事務所
児童扶養手当	2,887	地方医師事務所
社会保険国庫負担金	2,821,537	地方医師事務所
国民健康保険助成費	26,455,465	地方医師事務所
国民年金国庫負担金	2,567,584	地方医師事務所
遺族及留守家族等援護費	2,522,059	地方医師事務所
計	70,612,682	地方医師事務所
厚生本省試験研究所	126,425	地方医師事務所
血清等製造及検定費	8,852	地方医師事務所
計	135,277	地方医師事務所
検査防疫所	62,863	地方医師事務所
国立らい療養所	274,823	地方医師事務所
国立更生医療機関	54,107	地方医師事務所
地方医師事務所	18,680	地方医師事務所
地方医師事務所	17,541	地方医師事務所

厚生省所管合計			
農 林 省	農 本 省	農 林 本 省	71,175,973
	農 業 保 險 費	農 業 保 險 費	674,548
	農 林 漁 業 統 計 調 査 費	農 林 漁 業 統 計 調 査 費	1,193,549
	農 業 振 興 費	農 業 振 興 費	86,411
	農業改良普及事業費補助	農業改良普及事業費補助	172,574
	自作農創設維持助成費	自作農創設維持助成費	560,846
	畜 産 振 興 費	畜 産 振 興 費	30,774
	蚕 糸 國 産 振 興 費	蚕 糸 國 産 振 興 費	2,981
	糖 価 安 定 対 策 費	糖 価 安 定 対 策 費	33,598
	土地改良事業等指導監督費	土地改良事業等指導監督費	16,466
	土地改良事業等指導監督費	土地改良事業等指導監督費	8,918
	干 拓 改 良 事 業 費	干 拓 改 良 事 業 費	68,092
	農 用 地 開 発 事 業 費	農 用 地 開 発 事 業 費	46,376
	農業施設災害復旧事業費	農業施設災害復旧事業費	377
	農業施設災害復旧事業費	農業施設災害復旧事業費	1,371,034
	農業施設災害復旧事業費	農業施設災害復旧事業費	50,212
	計	計	4,316,706
	農 林 水 産 技 術 會 議	農 林 水 産 技 術 會 議	13,120
	農 林 水 産 技 術 振 興 費	農 林 水 産 技 術 振 興 費	15,298
	計	計	28,413
	農 林 本 省 試 驗 研 究 所	農 林 本 省 試 驗 研 究 所	469,235
	農 林 本 省 檢 査 指 導 所	農 林 本 省 檢 査 指 導 所	217,374
	農 林 本 省 輸 出 檢 査 所	農 林 本 省 輸 出 檢 査 所	74,921
	計	計	292,295
	地 方 農 政 局	地 方 農 政 局	173,527
	海 岸 事 業 工 事 諸 費	海 岸 事 業 工 事 諸 費	6,116
	土地改良事業等工事諸費	土地改良事業等工事諸費	172,675

農林省		通商産業省		通商産業省	
業務所	調査事務所	業務所	調査事務所	業務所	調査事務所
計	852,420	計	852,420	計	852,420
食糧	841,422	食糧	841,422	食糧	841,422
林野	7,110	林野	7,110	林野	7,110
林業振興費	24,514	林業振興費	24,514	林業振興費	24,514
山林事業指導監督費	89,128	山林事業指導監督費	89,128	山林事業指導監督費	89,128
治山事業費	1,005	治山事業費	1,005	治山事業費	1,005
山林施設災害復旧事業費	41,229	山林施設災害復旧事業費	41,229	山林施設災害復旧事業費	41,229
山林施設災害関連事業費	150,380	山林施設災害関連事業費	150,380	山林施設災害関連事業費	150,380
林業試験場	11,030	林業試験場	11,030	林業試験場	11,030
計	85,529	計	85,529	計	85,529
水産	402,815	水産	402,815	水産	402,815
漁業調査取締費	56,021	漁業調査取締費	56,021	漁業調査取締費	56,021
水産振興費	81,232	水産振興費	81,232	水産振興費	81,232
漁港整備事業指導監督費	377,723	漁港整備事業指導監督費	377,723	漁港整備事業指導監督費	377,723
漁港施設災害復旧事業費	416	漁港施設災害復旧事業費	416	漁港施設災害復旧事業費	416
漁港施設災害関連事業費	95,380	漁港施設災害関連事業費	95,380	漁港施設災害関連事業費	95,380
水産庁試験研究所	551	水産庁試験研究所	551	水産庁試験研究所	551
真珠検査所	73,936	真珠検査所	73,936	真珠検査所	73,936
水産大学校	1,440	水産大学校	1,440	水産大学校	1,440
北海道さけ・ますふ化場	29,996	北海道さけ・ますふ化場	29,996	北海道さけ・ますふ化場	29,996
計	18,044	計	18,044	計	18,044
農林省管合計	734,739	農林省管合計	734,739	農林省管合計	734,739
通商産業省管合計	7,445,155	通商産業省管合計	7,445,155	通商産業省管合計	7,445,155
通商産業省	338,501	通商産業省	338,501	通商産業省	338,501
通商産業省	17,502	通商産業省	17,502	通商産業省	17,502
通商産業省	20,257	通商産業省	20,257	通商産業省	20,257

纖維工業構造改善対策費			302
計			876,562
通商産業本省検査機関 工業技術院	通商産業本省検査所	通商産業本省検査所	57,928
	工業技術振興費	工業技術振興費	23,620
	大型工業技術研究開発費	大型工業技術研究開発費	34,805
	工業技術院試験研究所	工業技術院試験研究所	15,153
	計	計	412,678
	特許中小企業対策費	特許中小企業対策費	486,256
	計	計	170,883
	中小企業	中小企業	14,141
	計	計	28,144
	通商産業局	通商産業局	42,285
通商産業局	通商産業統計調査費	通商産業統計調査費	200,025
	計	計	4,040
	通商産業局	通商産業局	204,065
	計	計	19,481
通商産業局	通商産業局	通商産業局	1,357,460
	計	計	551,763
通商産業局	通商産業局	通商産業局	54,540
	通商産業局	通商産業局	5,673
	通商産業局	通商産業局	1,795
	通商産業局	通商産業局	486,755
	通商産業局	通商産業局	11,965
	通商産業局	通商産業局	84,804
	通商産業局	通商産業局	1,119
	通商産業局	通商産業局	1,188,414
	通商産業局	通商産業局	62,788
	通商産業局	通商産業局	551,763

[illegible]

建 設 省	勞働本省研究機關會	勞働本省研究委員會	9,028
	中央勞働委員會	中央勞働委員會	12,433
	公共企業體等勞働委員會	公共企業體等勞働委員會	14,945
	勞働保安官署	勞働保安官署	360,375
	職業保安官署	職業保安官署	783,408
	勞働省所管合計	勞働省所管合計	6,956,593
	建設省	建設省	287,902
	官庁管轄	官庁管轄	13,813
	河川管理監督費	河川管理監督費	21,017
	建設事業指導監督費	建設事業指導監督費	18,315
	治水事業費	治水事業費	1,673,645
	海岸事業工事諸費	海岸事業工事諸費	32,278
	道路整備事業費	道路整備事業費	1,990,944
	河川等災害復旧事業費	河川等災害復旧事業費	4,115,161
	河川等災害復旧事業工事諸費	河川等災害復旧事業工事諸費	48,836
	河川等災害復旧事業費	河川等災害復旧事業費	674,902
	計	計	8,876,813
自 治 省	國土地院	國土地院	123,375
	建設本省試驗研究局	建設本省試驗研究局	45,294
	地方建設局	地方建設局	251,380
	道路災害復旧事業工事諸費	道路災害復旧事業工事諸費	85
	公園事業工事諸費	公園事業工事諸費	1,631
	計	計	253,096
	建設省所管合計	建設省所管合計	9,298,578
	自治省	自治省	71,800
	奄美群島振興費	奄美群島振興費	4,753
	省費	省費	

歳 出	防 片	地方交付金		歳 出 総 計	
		計	防 片		
		354,240,459			
		354,317,012			
		8,665			
		6,276			
		14,941			
		354,331,953			
				611,689,642	

昭和四十五年三月二十六日
右
国会に提出する。
昭和四十五年三月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

(歳入歳出暫定予算)
第1条 次に掲げる各特別会計の昭和45年度歳入歳出暫定予算は、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

大 蔵 省 所 管	昭 和 4 5 年 度 特 別 会 計 暫 定 予 算	局 局 部
	造 印 資 金 債 整 理 用 基 金 局 部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	金 債 整 理 用 基 金 局 部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	債 整 理 用 基 金 局 部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	整 理 用 基 金 局 部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	理 用 基 金 局 部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	用 基 金 局 部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	基 金 局 部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	金 局 部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	局 部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	部 金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	金 属 金 資 理 險 策 備 校	
	属 金 資 理 險 策 備 校	
	金 資 理 險 策 備 校	
	資 理 險 策 備 校	
	理 險 策 備 校	
	險 策 備 校	
	策 備 校	
	備 校	
	校	

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、昭和45年4月1日から4月18日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第3条 各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算計算書」は、別に添附する。

(特別会計における借入金の限度額)

第4条 次の表の左欄に掲げる特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、右欄のとおりとする。

特 定 土 地 改 良 工 事	根 拠	規 定	限 度	額
「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項				100,000千円

(一時借入金等の最高額)

第5条 次の表の左欄に掲げる特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金及び融通証券の最高額は、右欄のとおりとする。

特 別 会 計	根 拠	規 定	最 高 額
外 国 為 替 資 金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項		500,000,000千円

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、1,420,000,000千円とする。

(歳入歳出暫定予算の弾力条項)

第6条 次の表の左欄に掲げる特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として右欄に掲げる経費を増額することができる。

特 別 会 計	要 件	再保険金支払いに必要な経費
地 震 再 保 険	再保険金支払いに必要な借入金その他の収入の増加	

2 前項の規定により経費を増額する場合には、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項並びに第36条の規定の例による。

(保険契約の限度額)

第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約（再保険契約を含む。）の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠	規 定	限 度	額
地 震 再 保 険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額		270,000,000千円
中 小 漁 業 融 資 保 証 保 険	「中小漁業融資保証法」第70条第4項	保険価額の総額		34,000,000
輸 出 保 険	「輸出保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額		183,300,000 普通輸出保険 輸出代金保険 輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係 輸出金融保険の保険契約に基づいて成立する保険関係 委託販売輸出保険 海外広告保険 海外投資元本保険 海外投資利益保険 100,000
機 械 類 賦 払 信 用 保 険	「機械類賦払信用保険法」第7条	保険金額の総額		3,800,000

(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)

第8条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により同会計に属する現金をもつて事業に必要な作業資産を保有する最高額は、500,000千円とする。

甲号 歳入歳出暫定予算

所 管	特 別 会 計	歳 入		歳 出	
		款	項	金 額 (千円)	金 額 (千円)
大 蔵 省	造 幣 局	補助貨幣回収準備資金より受入	補助貨幣回収準備資金より受入	508,962	523,135
		事業収入	事業収入	9,995	9,995
		雑収入	雑収入	4,178	4,178
		合 計	合 計	523,135	523,135
		事業収入	事業費	1,096,028	955,740
		雑収入	雑収入	19,807	
		合 計	合 計	1,115,835	955,740
		資金運用収入	資金運用収入	9,012,167	43,729
		雑収入	雑収入	10	653,878
		合 計	合 計	9,012,177	697,607
	国債整理基金	他会計より受入	他会計より受入	1,193,142,388	1,193,142,388
		他会計より受入	国債整理基金支出	1,193,142,388	

四二一

貴 金 属 買 入 費	貴 金 属 売 払 代	貴 金 属 売 払 代	貴 金 属 売 払 代	貴 金 属
2,295,000	2,310,000	貴 金 属 売 払 代	運 用 収 入	外 国 為 替 資 金
174	2,310,000	事 務 費	運 用 収 入	合 計
2,295,174	合 計	事 務 取 扱 費	運 用 収 入	運 用 収 入
		国債整理基金特別会計へ繰入	運 用 収 入	合 計
7,083		合 計	運 用 収 入	産 業 投 資
1,415,114		産 業 投 資 支 出	運 用 収 入	運 用 収 入
1,422,197		事 務 費	運 用 収 入	合 計
9,000,000		国債整理基金特別会計へ繰入	運 用 収 入	他 会 計 より 受 入
862		合 計	運 用 収 入	前 年 度 剩 余 金 受 入
427,758		合 計	運 用 収 入	合 計
		賠償等特殊債務処理	運 用 収 入	他 会 計 より 受 入
9,428,620		合 計	運 用 収 入	前 年 度 剩 余 金 受 入
		賠償等特殊債務処理	運 用 収 入	合 計
540,000		合 計	運 用 収 入	地 震 再 保 險
103,219		再 保 險 費	運 用 収 入	合 計
916		事 務 取 扱 費	運 用 収 入	他 会 計 より 受 入
104,135		合 計	運 用 収 入	合 計
		地方交付税交付金	運 用 収 入	他 会 計 より 受 入
387,740,459		国債整理基金特別会計へ繰入	運 用 収 入	大 蔵 省 及 び 自 治 省
16,517,631		合 計	運 用 収 入	交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金

大蔵省、通商産業省及び労働省	石炭対策	租税	前年度剰余金受入	関税	3,156,000	3,156,000	石炭鉱業合理化安定対策費	1,185,000
		合 計	前年度剰余金受入	関税	1,000	1,000	炭鉱離職者援護対策費	64,362
							産炭地域開発用対策費	282,490
							合 計	157,745
大蔵省、運輸省及び建設省	特定国有財産整備	国有財産処分収入	国有財産売却収入	国有財産売却収入	106,000	106,000	特定国有財産整備費	181
		雑収入	雑収入	雑収入	48,230	48,230	事務取扱費	82
		合 計	雑収入	雑収入	154,230	48,230	合 計	263
文 部 省	国立学校	他会計より受入	一般会計より受入	一般会計より受入	9,916,687	9,916,687	国立学校	8,797,306
		附属病院収入	附属病院収入	附属病院収入	430,979	430,979	大学附属研究所施設整備費	2,507,139
		授業料及入学検定料	授業料及入学検定料	授業料及入学検定料	1,591,239	1,591,239		852,809
		学校財産処分収入	学校財産処分収入	学校財産処分収入	13,490	13,490		13,490
厚生省	厚生健康保険	雑収入	雑収入	雑収入	218,999	218,999		
		合 計	雑収入	雑収入	12,170,744	218,999	合 計	12,170,744

日 属 健 康 勘 定	借 入 金	保 險 料 収 入	保 險 料 収 入	49,415	保 健 施 設 費 業 務 勘 定 へ 繰 入	7,817
	借 入 金	一 般 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	1,875,000	借 入 金 償 還 金	128,032,040
合 計	借 入 金	借 入 金	借 入 金	128,032,040	諸 支 出 金	524,405
	借 入 金	借 入 金	借 入 金	129,956,455	合 計	130,972,453
年 金 勘 定	借 入 金	保 險 料 収 入	保 險 料 収 入	54,128	保 險 給 付 費	125,982
	借 入 金	一 般 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	16,428	補 給 施 設 費 業 務 勘 定 へ 繰 入	1,007
合 計	借 入 金	借 入 金	借 入 金	85,138,818	借 入 金 償 還 金	85,138,818
	借 入 金	借 入 金	借 入 金	85,138,818	諸 支 出 金	348,720
業 務 勘 定	借 入 金	保 險 料 収 入	保 險 料 収 入	85,192,946	合 計	85,614,527
	借 入 金	一 般 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	202,041	保 險 給 付 費	474,690
合 計	借 入 金	借 入 金	借 入 金	105,509	補 給 施 設 費 業 務 勘 定 へ 繰 入	16,286
	借 入 金	借 入 金	借 入 金	96,532	合 計	490,976
船 員 保 險	借 入 金	保 險 料 収 入	保 險 料 収 入	766,541	業 務 取 扱 費	780,757
	借 入 金	一 般 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	766,541	保 健 施 設 費	6,116
合 計	借 入 金	借 入 金	借 入 金	25,110	補 給 施 設 費	18,994
	借 入 金	借 入 金	借 入 金	14,216	合 計	805,867
合 計	借 入 金	借 入 金	借 入 金	805,867	合 計	805,867
	借 入 金	借 入 金	借 入 金	79,983	保 險 給 付 費	477,847
	借 入 金	借 入 金	借 入 金	33,575	業 務 取 扱 費	38,847

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号 昭和四十五年度一般會計暫定予算外二件

国民年金勘定	国民年金給付費	施設費		国民年金給付費	
		施設費	設備費	施設費	設備費
あ	国民年金給付費	482	482	482	482
入	業務取扱費	2,339,036	2,339,036	2,339,036	2,339,036
前年度剰余金受入		482	482	482	482
雑収入		215	215	215	215
合 計		2,339,036	2,339,036	2,339,036	2,339,036
療養所勘定		174,161	174,161	174,161	24,618
療養所収入		174,161	174,161	174,161	24,618
他会計より受入		2,164,660	2,164,660	2,164,660	2,164,660
雑収入		215	215	215	215
合 計		2,339,036	2,339,036	2,339,036	2,339,036
国立病院勘定		538,584	538,584	538,584	38,315
病院収入		538,584	538,584	538,584	38,315
他会計より受入		2,201,847	2,201,847	2,201,847	2,710,891
雑収入		3,775	3,775	3,775	3,775
合 計		2,744,206	2,744,206	2,744,206	2,744,206
療養所勘定		174,161	174,161	174,161	24,618
療養所収入		174,161	174,161	174,161	24,618
他会計より受入		2,164,660	2,164,660	2,164,660	2,164,660
雑収入		215	215	215	215
合 計		2,339,036	2,339,036	2,339,036	2,339,036
国民年金勘定		2,994,900	2,994,900	2,994,900	109,442

農 林 省	食 糧 管 理	福 祉 年 金 勘 定	業 務 勘 定	保 險 料 収 入		福 祉 年 金 給 付 費	
				一 般 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入		
		他 会 計 よ り 受 入	他 会 計 よ り 受 入		326,783	326,783	
		一 般 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入		326,783		
		印 紙 売 却 収 入	印 紙 売 却 収 入	1,242,501	1,242,501	業 務 取 扱 費	1,244,436
				1,998,433	1,998,433	印 紙 収 入 国 民 年 金 勘 定 へ	1,993,433
		雑 収 入	雑 収 入	1,985	1,985	業 務 取 扱 費	
		合 計	合 計	3,237,869	3,237,869	業 務 取 扱 費	3,237,869
	国内米管理勘定	食 糧 管 理 収 入	食 糧 管 理 収 入	42,010,172	42,010,172	国内米買入費	4,128,000
		雑 収 入	雑 収 入	47,337	47,337	国内米管理費	4,106,776
		合 計	合 計	42,057,509	42,057,509	返還金等他勘定へ繰入	2,487,421
	国内麦管理勘定	食 糧 管 理 収 入	食 糧 管 理 収 入	1,184,684	1,184,684	国内麦買入費	56,517
		雑 収 入	雑 収 入	200	200	国内麦管理費	109,003
		合 計	合 計	1,184,884	1,184,884	返還金等他勘定へ繰入	106,419
	輸入食糧管理勘定	食 糧 管 理 収 入	食 糧 管 理 収 入	7,278,878	7,278,878	輸入食糧買入費	13,927,465

農 業 勘 定	農 業 再 保 險 收 入	輸 入 食 糧 充 払 代 雑 収 入	7,278,878 55,101 55,101	輸 入 食 糧 管 理 費 返還金等他勘定へ繰入 合 計	234,276 340,673 14,502,414
農 産 物 等 安 定 勘 定			7,333,979	農 産 物 等 管 理 費	18,032
輸 入 飼 料 勘 定	輸 入 飼 料 充 払 代 雑 収 入 合 計	輸 入 飼 料 充 払 代 雑 収 入	2,338,545 2,338,545 568 568	輸 入 飼 料 買 入 費 輸 入 飼 料 管 理 費 返還金等他勘定へ繰入 合 計	8,338,945 122,486 91,253 8,547,684
業 務 勘 定	他 勘 定 より 受 入 検 査 印 紙 収 入 雑 収 入 合 計	他 勘 定 より 受 入 検 査 印 紙 収 入 雑 収 入	3,025,766 8,404 2,554 3,036,724	事 務 費 サ イ ロ 及 倉 庫 運 営 費 合 計	3,030,553 6,171 3,036,724
農 業 共 済 再 保 險 再 保 險 金 支 払 基 金 勘 定	農 業 共 済 再 保 險 金 支 払 基 金 収 入		376,824 376,824	國 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 再 保 險 金 支 払 財 源 他 勘 定 へ 繰 入	959,523,970 376,824
		前 年 度 繰 越 資 金 受 入	197,284	農 業 再 保 險 費	75,107

[illegible]

漁船乗組員給与保険 勘定	給 与 再 保 險 収 入	給 与 再 保 險 料 前年度繰越資金受入	4,883	給 与 再 保 險 費	4,883
漁業共済保険勘定	漁 業 共 済 保 險 収 入	一 般 会 計 よ り 受 入 前年度繰越資金受入	2,690 2,193	漁 業 共 済 保 險 費 漁業共済組合連合会交付金	290,502 22,873
	合 計		313,375 283,984 29,411	合 計	313,375
業 務 勘 定	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	5,554 5,554	業 務 取 扱 費	5,554
自作農創設特別措置	自作農創設特別措置収入	農 地 等 貸 付 収 入	990 990	事 務 取 扱 費	1,546
	雑 収 入	雑 収 入	556 556	合 計	1,546
開拓者資金融通	債 還 金 収 入	債 還 金 収 入	16,246 16,246	事 務 取 扱 費	16,246
国有林野事業 国有林野事業勘定	国 有 林 野 事 業 収 入	業 務 収 入 林 野 売 払 代 入 雑 収 入	8,408,289 7,542,841 444,222 421,236	国 有 林 野 事 業 費 国有林野治山事業費	8,384,821 61,728
	他 勘 定 よ り 受 入	治 山 勘 定 よ り 受 入	38,250 38,250		

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議第十四号 昭四十五年度第一號公債償還費支拂算書第二表

四三〇

中小漁業融資保証保 險	合 計	8,446,549	合 計	8,446,549	
	他 会 計 より 受 入	41,229	治 山 事 業 工 事 諸 費	41,333	
	雑 収 入	104			
	合 計	41,333	合 計	41,333	
	保 險 料 収 入	11,575	保 險 取 扱 費	16,817	
	雑 収 入	45		2,105	
	前 年 度 剩 余 金 受 入	7,302			
	合 計	18,922	合 計	18,922	
	特定土地改良工事	他 会 計 より 受 入	111,914	土地改良事業工事諸費	164,821
		借 入 金	52,907		
アルコール専売事業	合 計	164,821	合 計	164,821	
	事 業 収 入	427,777	事 業 費	430,446	
	雑 収 入	2,669			
	合 計	430,446	合 計	430,446	

輸 出 保 險	保 險 料 収 入	保 險 料 収 入	保 險 取 扱 費	
	雑 収 入	雑 収 入	保 務 取 扱 費	
機械類試払信用保険	前年度剰余金受入	雑 収 入	165,191	514,065
	合 計	前年度剰余金受入	165,191	19,989
	保 險 料 収 入	保 險 料 収 入	534,054	534,054
	雑 収 入	保 險 料 収 入	9,314	18,027
通 船 再 保 險	前年度剰余金受入	雑 収 入	9,695	3,495
	合 計	前年度剰余金受入	9,695	
	他 会 計 より 受 入	一 般 会 計 より 受 入	21,522	21,522
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	597	7,660
自動車損害賠償責任再保険	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	7,660	7,660
	合 計	前年度剰余金受入	8,257	8,257
	保 險 料 収 入	前年度剰余金受入	7,662,397	7,662,397
	保 障 事 業 収 入	賦 課 金 収 入	32,220	147,804

[illegible]

郵政省	郵政事業	合 計	前年度剰余金受入	合 計	合 計
郵政事業	郵便貯金	前年度剰余金受入	業務収入 受託業務収入 雑業務外収入	業務外支出 業務局舎其他建設費	28,640,056 12,900 56,315
合 計	合 計	合 計	9,275,615	合 計	28,708,271
郵便貯金	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	21,832,179	支 払 利 子 諸 払 戻 及 補 填 金 郵政事業特別会計へ繰入	15,232,038 7,024 6,593,117
合 計	合 計	合 計	21,832,179	合 計	21,832,179
郵便貯金	郵便貯金	郵便貯金	24,527,600	保 險 費 郵政事業特別会計へ繰入	12,154,561 5,604,638
合 計	合 計	合 計	1,723,282	合 計	17,759,199
郵便貯金	郵便貯金	郵便貯金	7,030	合 計	144,976
合 計	合 計	合 計	26,257,912	合 計	7,200
郵便貯金	郵便貯金	郵便貯金	41,584	年 金 勘 定 掛 金 収入	
合 計	合 計	合 計	14,117	合 計	

労働省	労働者災害補償保険	積立金より受入	96,274	96,274	保険料返還金	152,176
		雑収入	201	201		
		合 計	152,176			
		保 険 収 入	6,970,786	6,970,786		6,306,298
		保 険 収 入	2,954,000	2,954,000	保険料返還金	180,977
		雑 収 入	4,016,786	4,016,786		435,585
		雑 収 入	25,718	25,718		73,644
		合 計	6,996,504			6,996,504
		保 険 収 入	8,900,836	8,900,836	保険料返還金	13,578,628
		雑 収 入	5,457,000	5,457,000		607,712
		雑 収 入	3,443,886	3,443,886		1,782,827
		合 計	134,868	134,868		
		保 険 収 入	39,582	39,582	保険料返還金	15,969,167
		雑 収 入	9,075,286	9,075,286		
		雑 収 入	2,306,031	2,306,031		989,000
		合 計	119,565	119,565		315,087
建設省	道路整備	他会計より受入	2,425,596	2,425,596	道路事業工事諸費	1,119,892
		雑 収 入	119,565	119,565		1,617
		合 計	2,425,596			2,425,596
		保 険 収 入	13,578,628	13,578,628		

水 勘 定		昭 和 45 年 度 政 府 関 係 機 関 暫 定 予 算			
治 水	水 勘 定	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	河 川 事 業 費	
特定多目的ダム建設 工事勘定	都市開発資金融通	他 勘 定 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	河 川 事 業 費	
		雑 収 入	雑 収 入	北海 道 河 川 事 業 費	
		合 計	雑 収 入	河 川 総 合 開 発 事 業 費	
		他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	北海 道 河 川 総 合 開 発 事 業 費	
		雑 収 入	雑 収 入	治 水 事 業 工 事 諸 費	
		合 計	1,811,676	合 計	
		1,811,676	1,811,676	1,811,676	
		134,959	134,959	140,990	
		6,031	6,031		
		140,990	140,990	140,990	
		98	98	98	

昭 和 四 十 五 年 度 政 府 関 係 機 関 暫 定 予 算
右
国 会 に 提 出 す る。
昭 和 四 十 五 年 三 月 二 十 六 日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

第 1 章 総 則
(収入支出暫定予算)
第 1 条 次に掲げる各政府関係機関の昭和 45 年度収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。
日 本 本 国 信 電 話 公 社
日 本 本 国 信 電 話 公 社
日 本 本 国 信 電 話 公 社

国 民 宅 金 融 公 庫
住 宅 金 融 公 庫
農 林 漁 業 公 庫
中 小 企 業 公 庫
北 海 道 企 業 公 庫
公 道 企 業 公 庫
中 小 企 業 公 庫
医 生 金 融 公 庫
環 境 衛 生 金 融 公 庫
日 本 本 輪 出 入 銀 行

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、昭和45年4月1日から4月18日までの期間に係るものである。

第2章 日本専売公社

(借入金の限度額)

第3条 「日本専売公社法」(以下この章において「専売公社法」という。)第48条の14第2項の規定による短期借入金金の限度額は、130,000,000千円とする。

(流用の制限)

第4条 日本専売公社(以下この条において「専売公社」という。)がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、専売公社法第48条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、超過勤務手当、休職者給与その他専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

第3章 日本国有鉄道

(借入金の限度額)

第5条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第42条の2第2項の規定による長期借入金又は短期借入金金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借入金	限 度 額
長期借入金	15,600,000千円
短期借入金	35,000,000

(流用の制限)

第6条 日本国有鉄道(以下この条において「国有鉄道」という。)がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費

- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
(3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、休暇者給与その他国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
(4) 交際費に要する経費
2 前項に規定するもののほか、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第4章 日本電信電話公社

(借入金等の限度額)

第7条 「日本電信電話公社法」(以下この章において「電電公社法」という。)第62条第2項の規定による電信電話債券又は一時借入金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

債 券 等	限 度	額
電信電話債券 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受託者の引受けにより発行するもの		15,000,000千円
一時借入金		40,000,000

2 前項に規定する電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

(流用の制限)

第8条 日本電信電話公社(以下この条において「電電公社」という。)がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、電電公社法第53条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
(2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
(3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、休暇勤務手当、休職者給与その他電電公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
(4) 交際費に要する経費
2 前項に規定するもののほか、電電公社法第53条第2項の規定により電電公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金の限度額)

第9条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	限 度	額
国民金融公庫	借 入 金	6,000,000千円
住宅金融公庫	借 入 金	6,000,000
医療金融公庫	借 入 金	600,000
環境衛生金融公庫	借 入 金	1,100,000

(保険契約等の限度額)

第10条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	根拠	規定	限度額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」第6条	保険価額の総額	2,000,000千円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項	保険価額の総額 貸付金の総額	75,000,000 600,000

(流用の制限)

第11条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費

甲号 収入支出暫定予算

政 府 関 係 機 関	収 入		支 出	
	項	金額 (千円)	項	金額 (千円)
日 本 専 売 公 社	たばこ事業収入	39,790,919	給与	3,053,712
	塩事業収入	2,400,562	たばこ事業費	5,554,208
	共通収入	42,981	塩事業費	2,442,961
	合計	42,234,462	共通支払利息	305,960
日 本 国 有 鉄 道	運輸収入	57,576,002	給与	31,139,104
	雑収入	1,636,223	其他諸費	6,367,685

資 本 勘 定	合 計	59,212,225	保 管 受 利 資 金 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	7,789,061
	入 当 金	12,289,834	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	918,569
損 益 勘 定	入 当 金	255,066	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	200,000
	入 当 金	15,600,000	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	507,872
合 計	入 当 金	28,145,000	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	12,289,834
工 事 勘 定	入 当 金	23,600,000	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	59,212,225
	入 当 金	23,600,000	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	7,751,922
合 計	入 当 金	23,600,000	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	4,969,000
日 本 電 信 電 話 公 社 勘 定	入 当 金	1,021,158	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	9,300,000
	入 当 金	47,202,643	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	1,579,078
合 計	入 当 金	1,879,782	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	23,600,000
電 電 專 業 勘 定	入 当 金	1,386,817	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	17,876,547
	入 当 金	1,386,817	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	7,543,083
合 計	入 当 金	1,386,817	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	3,807,060
合 計	入 当 金	51,490,400	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	2,076,905
	入 当 金	51,490,400	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	46,805
合 計	入 当 金	51,490,400	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	4,346,340
	入 当 金	51,490,400	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	15,783,650
合 計	入 当 金	51,490,400	子 本 勘 定 共 同 事 業 費 入	51,490,400

四四〇

[illegible]

農 林 漁 業 金 融 公 庫	事 業 益 金	入 入	事 業 益 金	入 入	事 業 損 金	計	116,567
農 林 漁 業 金 融 公 庫	雑 収	入	運 用 収 入	入	事 業 損 金	計	116,567
		18,654	13,606	5,048			
	合 計	990,278					
中 小 企 業 金 融 公 庫	事 業 益 金	入	事 業 益 金	入	事 業 損 金	計	223,496
	雑 収	入	運 用 収 入	入			
	合 計	3,227,840	3,227,840				
北 海 道 東 北 開 発 公 庫	事 業 益 金	入	事 業 益 金	入	事 業 損 金	計	61,122
	雑 収	入	運 用 収 入	入			
	合 計	186,063	186,063				
公 営 企 業 金 融 公 庫	事 業 益 金	入	事 業 益 金	入	事 業 損 金	計	38,971
	雑 収	入	運 用 収 入	入			
	合 計	4,165	4,165				

中小企業信用保険公庫		事業益入金	事業益入金	事業損入金	
事業	保険料収入	3,000	3,000	事業損入金	47,242
回	収入	275,406	275,406		856,424
雑	収入	463,987	463,987		
合	計	267	267		
		742,660		計	903,666
医療金融公庫		443,519	443,519	事業損入金	22,675
事業	益入金	162	32		
雑	収入		130		
合	計	443,681		計	22,675
環境衛生金融公庫		334,966	334,966	事業損入金	144,526
事業	益入金	3,050	3,050		
雑	収入	338,016		計	144,526
合	計				
日本開発銀行		5,747,796	5,747,796	事業損入金	517,177
事業	益入金	12,593	11,343		
雑	収入		1,250		
合	計				

日本輸出入銀行		事業		損金	
計	事	業	損	金	計
合	雑	雑	雑	雑	計
入	入	入	入	入	入
5,760,389	3,233,050	3,233,050	10,572	10,284	3,243,622
517,177	480,576				480,576

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長中野四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中野四郎君登壇〕

○中野四郎君 たいま議題となりました昭和四十五年一般会計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この暫定予算三案は、現在参議院で審議されております昭和四十五年総予算の年度内成立が困難なことをおもんばかって、昭和四十五年四月一日から十八日までの期間の分について作成されたものでありまして、三月二十六日予算委員会に付託され、本日、政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行なった後、採決をいたしましたものであります。

一般会計暫定予算の歳入は六千六百十六億円であります。生活扶助基準及び失対賃金の引き上げ、大学生の増募等、教育及び社会政策上放置することができないものを除きましては、新規施策にかかる経費は原則として計上してありません。また、歳入は一千五百五十億円であります。

歳入超過分の財源は、大蔵省証券の発行等によりまかなうこととなっております。

なお、特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計の例に準じて暫定予算が作成されております。

次に、質疑は、暫定予算に関連して、国政各般にわたる行なわれましたが、その詳細は会議録をごらん願うことといたしまして、ここでは簡単に申し上げます。

まず、物価の問題についてであります。

質疑の要旨は、「政府の物価政策には何ら見るべきものがない。本年二月の全国消費者物価指数は、対前年同月比で八・五％の上昇となっており、卸売物価もまた上昇を続けている。政府はこのような事態を率直にインフレと認識した上で対策を講ずべきではないか。」というのであります。これに対して、政府より、「最近の消費者物価の上昇は、野菜、くだものなど、季節商品の値上がりが大きく、これらの商品を除いて推計するならば、本年度消費者物価の上昇は五・三％程度になろうかと思ふ。季節商品は自然的条件が大きく影響するので、近く開かれる物価安定政策会議で立ち入って検討してもらいたいと考えている。政府としては、物価の安定については当初より真剣に取り組み、総需要の適正化についてはもとよりのこと、低生産性部門の生産性の向上、競争条件の整備、公共料金の抑制等、個別対策についても配慮している。しかし、最も大切なことは、各界各層の協力が必要である。なお、経済成長と物価上昇については、ある程度関連があると認められるので、今後、経済成長をスローダウンさせることとし、新しい社会発展計画では、実質成長率を若干落として、一〇・六％とし、物価の上昇率を平均で四・四％に抑え、最終年度では、三％台へ持っていくたいと考える。」との趣旨の答弁がありました。

その他、カンボジアの新政権に対する態度、日本近海におけるソ連軍の爆撃演習に対する措置、沖縄返還に伴う諸問題、米軍基地返還後の民間使用、アルゼンチン国鉄に対する経済協力に関する諸問題、スモン病等原因不明病の対策、繊維製品対米輸出規制問題等について質疑応答がありました。

なお、ソ連軍の日本近海の爆撃演習につき、外務大臣から、海上保安庁が受信したウラジオ無線局よりの水路通報によれば、ソ連が二十六日設定した四カ所の危険区域における演習計画を次のとおり変更した。

一、四国土佐沖での四月十八日から二十七日間の演習は、これを中止する。

二、能登沖での四月四日から二十七日までの演習は、期間を短縮し、四月四日から八日まで行なう。

三、カムチャッカ西方の水域においては、四月一日から二十七日までの予定を九日から十八日まで短縮し、区域を六十海里西方に移す。

四、千島東方において、四月五日から二十七日までの予定を十九日から二十五日まで短縮する。

との発言がありましたことを申し添えます。

かくて、質疑終了後、討論もなく、暫定予算三案を一括して採決を行ないましたところ、多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

○副議長(荒松清十郎君) 起立多数。よつて、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第一 戸籍法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○副議長(荒松清十郎君) 日程第一、戸籍法の一部を改正する法律案を議題といたします。

戸籍法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年三月十八日

衆議院議長 船田 中殿
参議院議長 重宗 雄三

戸籍法の一部を改正する法律
戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「外国又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては」を削り、「しなけれ
ばならない」を「することができる」に改め、た
だし書を削り、同条に次の一項を加える。

汽車その他の交通機関(船舶を除く。以下同
じ。)の中で出生があつたときは母がその交通機
関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の
中で出生があつたときはその船舶が最初に入港
した地で、出生の届出をすることが出来る。

第七十二条中「第八百一十一条第三項」を「第八
百一十一条第六項」に改める。

第八十八条中「外国又は命令で定める地域で
死亡があつた場合を除いては」を削り、「しなけれ
ばならない」を「することができる」に改め、た
だし書を削り、同条に次の一項を加える。

死亡地が明らかでないときは死体が最初に発
見された地で、汽車その他の交通機関の中で死
亡があつたときは死体をその交通機関から降ろ

した地で、航海日誌を備えない船舶の中で死亡
があつたときはその船舶が最初に入港した地
で、死亡の届出をすることが出来る。
第八十九条ただし書中「前条の地域」を「法務省
令で定める地域」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 (死産の届出に関する規程の一部改正)
(死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生
省令第四十二号)の一部を次のように改正す
る。

第四条第一項中「死産後七日以内に」の下に
「届出人の所在地又は」を加え、ただし書を削
り、同項の次に次の一項を加える。

汽車その他の交通機関(船舶を除く。)の中
で死産があつたときは母がその交通機関から
降りた地で、航海日誌のない船舶の中で死産が
あつたときはその船舶が最初に入港した地の
市町村長に死産の届出をすることが出来る。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)
3 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法
律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条から第七条までを次のように改める。
第五条 埋葬、火葬又は改葬を行なうとする
者は、厚生省令で定めるところにより、市町
村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許
可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものに
あつては死亡若しくは死産の届出を受け、又は
死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は
船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航
海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改
葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に
存する地の市町村長が行なうものとする。

第六條及び第七條 削除
第八條第一項中「前三條」を「第五條」に改め、
同條第二項を削る。

第二十一条第一号中「第三条から第七條ま
で、」を「第三条、第四條、第五條第一項又
は」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う
経過措置)

- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。
- 5 (死体解剖保存法の一部改正)
(死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四
号)の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「第八條第一項」を「第八
條」に改める。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めま
す。法務委員長高橋英吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高橋英吉君登壇〕

○高橋英吉君 ただいま議題となりました法律案
について、法務委員会における審査の経過並びに
結果を御報告申し上げます。

現行戸籍法によりますと、出生及び死亡の届け
出は、事件発生地においてなすべきものと限定さ
れておるのでありますが、本案は、届け出人の便
宜をはかるため、事件本人の本籍地または届け出
人の所在地でもするほか、事件発生地でもするこ
とができるように改正しようとするものでありま
す。

当委員会におきましては、三月二十四日提案理
由の説明を聴取した後、慎重審査を行ない、三月
二十七日、質疑を終了、採決の結果、全会一致を
もつて原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めま
す。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いた
しました。

日程第二 機械類賦払信用保険法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

○副議長(荒松清十郎君) 日程第二、機械類賦
払信用保険法の一部を改正する法律案を議題といた
します。

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律
案

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法
律

機械類賦払信用保険法(昭和三十六年法律第
百五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

機械類信用保険法

第一条中「機械類の割賦販売契約」を「機械類
に係る割賦販売契約及び購入資金借入保証契約」
に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「購入資金借入保証契約」と
は、政令で定める期間にわたり、かつ、三回以
上に分割して償還することを条件として機械類
の購入者が銀行その他の金融機関から借り入れ
る当該機械類の購入資金に係る債務を当該機械
類を製造し、又は販売する者が保証する契約を
いう。

第三条第一項中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に改め、同条第二項中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に、「機械類の割賦販売契約」を「割賦販売契約又は購入資金借入保証契約」に改め、「代金の額」の下に「又は製造業者等が当該購入資金借入保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済をした金額のうち借入金若しくは遅延利息以外の利息（以下「借入金等」という。）であつて当該購入資金借入保証契約に係る販売契約に基づいて機械類を引き渡した後に償還期日若しくは支払期日（以下「償還期日等」という。）の到来するものの額」を加え、同条第三項第一号中「当該割賦販売契約」の下に「又は購入資金借入保証契約」を加える。

第四条中「受領すべき金額」の下に「又は購入資金借入保証契約に基づく保証に係る借入金等であつて当該購入資金借入保証契約に係る機械類を引き渡した後に償還期日等の到来するものの額」を加える。

第五条を次のように改める。

（保険金）

第五条 第三条第二項の保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち割賦販売契約にあつては第一号に掲げる金額から、購入資金借入保証契約にあつては第二号に掲げる金額から第三号及び第四号に掲げる金額を控除した残額に、百分の五十を乗じて得た金額とする。

一 製造業者等が決済期において支払を受けることができなかった代金の額（会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該決済期後において決済期の到来する代金を将来にわたつて回収することができないことが確定であると認められるときは、その代金の額を加えた金額）
二 製造業者等が当該債務者に代わつて弁済をした借入金等であつて償還期日等の到来したものの額（会社更生法の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該決済期後において決済期の到来する代金を将来にわたつて回収することができないことが確定であると認められるときは、その代金の額を加えた金額）

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案

四四五

開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該債務者に代わつて弁済をした借入金等であつて当該償還期日等後において償還期日等の到来するものの額を将来にわたつて求償することができないことが確定であると認められるときは、その借入金等の額を加えた金額）
三 当該割賦販売契約又は購入資金借入保証契約に係る機械類の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講ずることにより回収した金額
四 決済期において支払を受けることができなかったこと又は当該債務者に代わつて弁済をしたことにより支出を要しなくなった金額
第八条中「代金の回収」の下に「若しくは同項の保険関係が成立した購入資金借入保証契約に基づいて当該債務者に代わつてした弁済の求償」を、「その割賦販売契約」の下に「若しくは購入資金借入保証契約」を加える。
第九条中「決済期」の下に「又は償還期日等」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に成立している改正前の機械類賦払信用保険法（以下「旧法」という。）第三条第二項の保険関係については、なお従前の例による。
3 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により政府と製造業者等との間に締結されている昭和四十五年度に係る保険契約（以下「旧保険契約」という。）については、なお従前の例による。
4 旧保険契約を締結している製造業者等は、この法律の施行後二月以内に申し出て、当該保険契約を改正後の機械類信用保険法第三条第一項の保険契約に変更することができる。この場合において、当該変更は、その申出の日に効力を生ずる。

5 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「機械類賦払信用保険特別会計」を「機械類信用保険特別会計」に改める。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三十六号の三中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に改める。
第十条第十号中「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に改め、同条第十一号中「機械類賦払信用保険特別会計」を「機械類信用保険特別会計」に改める。

第七 機械類賦払信用保険特別会計法（昭和三十六年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
機械類信用保険特別会計法
第一条中「機械類賦払信用保険法」を「機械類信用保険法」に、「機械類賦払信用保険」を「機械類信用保険」に改める。

理由
中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資するため、機械類の購入者が金融機関から借り入れる購入資金に係る債務をその機械類の製造業者等が保証する契約について信用保険を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（荒松清十郎君） 委員長の報告を求めます。商工委員長八田貞義君。
〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕
○八田貞義君 ただいま議題となりました機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

現行法は、機械類の割賦販売取引について信用保険を行なうことにより、中小企業の設備近代化及び機械工業の振興をはかることを目的としておりますが、最近普及しつつある機械類のローン販売は、割賦販売と同様の性格と効果を持てているものと考えられますので、このローン販売を保険制度の対象に加えようとするのが、本改正案の趣旨であります。

本案は、三月二日当委員会に付託され、同月十日通産大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、二十日より数回にわたつて質疑を行ない、二十五日に質疑を終了、二十七日に採決を行ないましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案による附帯決議を付しましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（荒松清十郎君） 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長（荒松清十郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 利率等の表示の年利建て移行に関する法律案（内閣提出、参議院送付）
○副議長（荒松清十郎君） 日程第三、利率等の表示の年利建て移行に関する法律案を議題といたします。

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案

四四六

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月十八日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田 中殿

利率等の表示の年利建て移行に関する法律

(相続税法の一部改正)

第一条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「当該税額百円につき一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

第五十二条の二第二項中「百円につき一日二銭の割合」を「年七・三パーセント」に、「百円につき一日一銭五厘の割合」を「年五・四七五パーセント」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項中「に」に「百円について一日三銭」を「の」に改め、年十・九五パーセント」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の九第一項及び第三項中「百円につき一日四銭」を「年十四・六パーセント」に改める。

第十七条の四第一項中「に」に「その金額百円につき一日二銭」を「の」に改め、その金額に年七・三パーセント」に改める。

第五十六条第二項、第七十二条の四第四第二項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百六十八条第二項、第五百三十四条第二項及び第六百九十九条の十九第二項中「に」に「当該不足税額百円について一日四銭」を「の」に改め、年十四・六パーセント」に、「一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

第六十四条第一項、第九十六条第一項、第二百六条第一項、第二百八十条第一項、第三百二十七条第一項、第五百四十一条第一項、第五百六十六条第一項、第六百九十条第一項、第七百条の三十二第二項、第七百一条の十一第一項及び第七百二十三条第一項中「に」に「当該金額百円について一日四銭」を「の」に改め、年十四・六パーセント」に、「一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第六十三条第一項及び第二項、第九百九十六条第一項、第二百四十九条第一項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十九条第一項、第四百五十五条第一項、第五百三十五条第一項並びに第六百九十九条の二十第一項中「に」に「当該税額百円について一日四銭」を「の」に改め、年十四・六パーセント」に、「一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

第七十四条の五第一項及び第四百六十九条第一項中「に」に「当該税額百円について一日二銭」を「の」に改め、年七・三パーセント」に改める。

第九十五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百七十七条第二項、第三百二十八条の十第二項、第四百九十七条第二項、第五百六十五条第二項、第六百八十七条第二項、第七百条の三十二第二項、第七百一条の十第二項及び第七百二十条第二項中「に」に「当該不足金額百円について一日四銭」を「の」に改め、年十四・六パーセント」に、「一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

(土地収用法の一部改正)
第四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十

九号)の一部を次のように改正する。

第九十条の三第二項中「に」に「の」に改め、年十八・二五パーセント」に、「百円につき一日一銭七厘」を「年六・二五パーセント」に改める。

第九十条の四中「百円につき一日五銭」を「の」に改め、年十八・二五パーセント」に、「期間について」を「期間の日数に応じて」に改める。

(農地法の一部改正)

第五条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「五分五厘」を「五・五パーセント」に改める。

第四十三条第二項中「百円につき一日四銭」を「に」に改め、年十四・五パーセント」に改める。

(外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部改正)

第六条 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「五分五厘」を「五・五パー

セント」に、「六分」を「六パーセント」に改める。

第十三条中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五パーセント」に改める。

(関税法の一部改正)

第七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「百円につき一日二銭」を「年七・三パーセント」に、「百円につき一日四銭」を「年十四・六パーセント」に改める。

第十三条第二項中「期間」を「期間の日数」に、「百円につき一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

第六十条第一項中「百円につき一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第八条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第一百条第四項中「百円につき一日三銭」を「年十・七五パーセント」に改める。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第九条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等

に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百円につき一日三十銭」を「年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)」に改める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第十条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第二項中「百円につき一日三銭」を「年十・九五パーセント」に改める。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第十一条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「百円につき一日三銭四厘」を「年十二・二五パーセント」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十第六項中「の期間に応じ、税

額百円につき一日二銭」を「に係る所得税の額に、その延納の期間の日数に応じ、年七・三パーセント」に改める。

第六十六条の五中「一日二銭」を「年七・三パーセント」に、「当該利子税に係る法人税額百円につき一日三銭五厘」を「年十二・七七五パーセント」に改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第十三条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「日歩一銭」を「年三・七五パーセント」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「に應じ、その金額百円につき一日二銭」を「の日数に応じ、その金額に年七・三パーセント」に改める。

第六十条第二項中「に應じ、その未納の税額百円につき一日四銭」を「の日数に応じ、その未納の税額に年十四・六パーセント」に、「百円につき一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第三項中「について、その延納の期間に應じ、税額百円につき一日二銭の割合で」を「の額に、その延納の期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて」に改める。

第三百三十六条第一項中「税額百円につき一日二銭の割合で」を「年七・三パーセントの割合を乗じて」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第七項及び第七十八条第三項中「について」を「の額に」に、「に應じ、税額百円につき一日二銭の割合で」を「の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第十七条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九十一条第一項中「年六分」を「年六パーセント」に改め、同条第二項中「完了するまで百円につき一日四銭」を「完了する日までの日数に應じ年十四・五パーセント」に改める。

第百六条第三項中「百円につき一日四銭」を

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号 利率等の表示の年利建て移行に関する法律案

四四八

「年十四・五パーセント」に改める。

(健康保険法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「百円ニ付一日四銭」を「ニ付年十四・六パーセント」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一條第四項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十二條第四項

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・六パーセント」に改める。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十二條第一項

二 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第三十六條第一項

三 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十五條第一項

四 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十條第三項

五 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十号)第八十七條第一項

六 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十七條第三項

七 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第九十七條第一項

八 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法

律第五百二十二号)第二百六條第三項

九 港務労働法(昭和四十年法律第二百十号)第四十二條

十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第二十七條第一項

(農業災害補償法等の一部改正)

第二十條 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日三銭」を「につき年十・七五パーセント」に改める。

一 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第八十七條の二第七項

二 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第一百五十五号)第九條

(土地改良法等の一部改正)

第二十一條 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五パーセント」に改める。

一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十條の二第五項

二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第八十九條の二第四項

三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)第二十二條

四 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第七十二條

五 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第七十九條

六 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五百十六号)第四十條

七 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)第二十六條第六項

八 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第三十二條第五項

九 金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)第二十條の九第五項

十 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十四條第五項

十一 八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七号)第二十四條第五項

十二 石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)第八條

十三 特定繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)第四十六條第五項

十四 水資源開発公団法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第七十三号)附則第十條

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛知用水公団法(昭和三十年法律第四百一十一号)第二十五條第七項

(道路法等の一部改正)

第二十二條 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日四銭」を「年十四・五パーセント」に改める。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七十三條第二項

二 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第三

十五條第二項

三 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第三十六條第二項

四 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第三十七條第二項

五 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三十八條第二項

六 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第五條第二項

七 都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第七十五條第四項

八 都市再開発法附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九十九号)第四十七條第五項

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正)

第二十三條 次に掲げる法律の規定中「期間」を「期間の日数」に、「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五パーセント」に改める。

一 公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十二年法律第六十五号)第十一條

二 矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)第十一條

(中小企業退職金共済法等の一部改正)

第二十四條 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日六銭」を「につき年十四・六パーセント」に改める。

一 中小企業退職金共済組合法(昭和三十一年法律第九十九号)第七十九條

一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二十条第二項

二 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第十七条第二項

三 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)第十九条第二項

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第二十五条 前各条の規定による改正後の法律の規定(他の法令の規定において準用する場合を含む。)に定める延滞税、利子税、還付加算金、延滞金、加算金、過怠金、違約金、割増金、納付金及び延滞利息その他政令で指定するこれらに類するものの額の計算につきこれらの法律の規定その他法令の規定に定める年当たりの割合は、閏年(うるし)の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 土地収用法第九十条の三第二項及び第九十条の四(これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する加算金又は過怠金でこれらの規定に規定する遅滞した期間又は怠った期間の初日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にあるものの額の計算については、なお従前の例による。

(農地法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条、第八条、第二十一条及び第二十二

二条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定されるこれらの規定に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に改正後の第二号、第五号又は第六号に掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定款又は条例により定められている場合には、施行日から一年間は、そのこえる割合により当該計算を行なうことを妨げない。

一 農地法第四十三条第二項(同法第六十七条

第三項、第六十八条第三項及び第六十九条第

四項(同法第七十条第二項において準用する

場合を含む。)並びに農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第十四条第二項において準用する場合を含む。)

二 土地区画整理法第一百条第四項

三 土地改良法第九十条の二第五項

四 公衆電気通信法第七十九条

五 道路法第七十三条第二項

六 都市計画法第七十五条第四項

七 都市再開発法附則第四条第一項の規定によ

りなおその効力を有するものとされる旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第四十七条第五項

(外航船舶建造融資利子補給臨時措置法等の一

部改正に伴う経過措置)

第四条 第六条、第二十条及び第二十一条の規定

による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日の前日以後に到来するこれらの規定に規定する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した当該納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に改正後の第二号に掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定款により定められている場合には、施行日から一年間は、そのこえる割合により当該計算を行なうことを妨げない。

一 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第十

三条

二 農業災害補償法第八十七条の二第七項(同

法第百三十二条において準用する場合を含む。)

三 鉱業法第百八十九条の二第四項

四 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第二十二

条

五 臨時石炭鉱害復旧法第七十二条

六 石炭鉱業合理化臨時措置法第四十条

七 森林開発公団法第二十六条第六項

八 水資源開発公団法第三十二条第五項

九 金属鉱物探鉱促進事業団法第二十條の九第

五項

十 河川法第七十四条第五項

十一 石炭鉱業再建整備臨時措置法第八条

十二 特定繊維工業構造改善臨時措置法第四十

六条第五項

十三 水資源開発公団法の一部を改正する法律

附則第十条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされる旧愛知用水公団法第二

十五條第七項

(農業改良資金助成法等の一部改正に伴う経過

措置)

第五条 次に掲げる法律の規定に規定する違約金

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案 地方税法の一部を改正する法律案

四五〇

〔報告書は本号末尾に掲載〕

で施行日前に締結された契約による貸付金に係るものの額の計算については、なお従前の例による。

一 農業改良資金助成法第十一条

二 中小企業近代化資金等助成法第九条

(準備預金制度に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 準備預金制度に関する法律第八条第一項

の規定により納付すべき金額でその計算の基礎となる月の末日が施行日前に到来したものの計算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 次に掲げる法律の規定に規定する延滞利

息の全部又は一部で施行日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

一 公衆衛生修学資金貸与法第十一条

二 矯正医官修学資金貸与法第十一条

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました利率等の表示の年利建て移行に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、利率等を日歩建てで表示しているすべての法律の規定を一括して年利建ての表示に改めるものでありまして、改正の対象としている法律は、国税通則法、地方税法、土地収用法、道路法、農地法等五十八法律であり、改正する条項は百六十四力所であります。

また、この改正により、新たに規定する年利建ての割合は、公定歩合その他金融機関の適用金利等の体系との関連を考慮して、特別の事情のある場合のほかは、〇・二五%の整数倍の数値とし、現に日歩建てで定められている割合を年利建てに改めるにあたっては、国民負担の軽減等の原則に基づいて端数の調整を行なうこととしたしております。さらに、年利建てに改めることに伴い日割り計

算等に関し明確化を要することとなる事項について規定の整備を行なうこととしております。

本法律案は、去る三月二十七日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○副議長(荒松清十郎君) 日程第四、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方税法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和四十五年三月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五号を次のように改める。

五 第七十二条の四十九第一項の規定による課

税標準額の総額の更正若しくは決定又は同条

第三項の規定による分割基準の修正若しくは

決定

第二十三条第一項第四号中「第四十二条の三から第四十二条の六まで」を「第四十二条の四」に改める。

第二十四条の三第一項中「厚生年金基金契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百二十八条第三項に規定する契約」を加える。

第二十四条の五第一項第三号中「三十万円」を「三十二万円」に改める。

第二十七条第二項中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

第三十二条第六項中「第八項において同じ」を削り、同条第八項中「の規定による道府県民税に關する申告書」を「又は第三項の規定による道府県民税に關する申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む)」に改める。

第三十三条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十四条第一項第二号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同項第六号中「七万円」を「八万円」に、「第六項」を「第五項」に、「九万円」を「十万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「七万円」を「八万円」に改め、同項第十号中「十万円」を「十一万円」に改め、同項第十一号中「六万円」を「八万円」に改め、同条第二項中「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第三項中「控除対象配偶者」を「配偶者」に、「八万円」を「九万円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項又は第四項」を「又は第三項」に、「又は所得割」を「所得割」に改め、「扶養親族であるかどうか」の下に「又は所得割の納税義務者に配偶者がいないかどうか」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第四十二条第三項中「五月中に納付又は納入があつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該納付又は納入があつた日の区分に応じ政令で定める日」を削る。

第四十五条の二第三項中「又は第三十二条第九項」を、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除又は同条第九項に、「雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に關する事項又は第一項第四号に掲げる」を「これらの控除に關する」に改める。

第四十七条第一項第一号中「同条第七項」を「同

条第六項」に改める。

第五十条の七第一項第四号中「第二号」を「第三号」に改める。

第五十一条第一項中「百分の五・八」を「百分の五・六」に、「百分の七」を「百分の六・六」に改める。

第五十二条第二項第四号中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

第七十二条の三第一項中「厚生年金基金契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法第二百二十八条第三項に規定する契約」を加える。

第七十二条の五第一項第五号中「住宅組合」の下に「市街地再開発組合」を加える。

第七十二条の十四第一項中「第四十二条の二、第五十四条、第五十六条」を「第四十二条の三、第五十四条、第五十五条、第五十六条(同条第一項に規定する石油開発株式等で政令で定めるものに係る部分に限る)」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「二十七万円」を「三十二万円」に改める。

第七十二条の三十三第三項中「次条第三項」を「次条第二項」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「第二項」を「次項」に改め、同条第二項中「第三項」を「次項」に、「分割基準」という。以下本条において同じ」を「以下本節において「分割基準」という」に改め、同条第四項第三号中「製造業を行なう」を削る。

第七十二条の四十九第一項後段を削り、同条第二項中「及び分割課税標準額」を削り、「該当する場合においては」を「該当するときは」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、同項の法人が提出した申告書若しくは修正申告書に係る分割課税標準額(関係道府県ごとに分割された又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同

じ。)の分割基準又は本項の規定による修正若しくは決定をした分割基準に誤りがあると認める

場合(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)には、これを修正し、同条第一項の法人が申告書を提出しなかつた場合(第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)には、その分割基準を決定するものとする。

第七十二条の四十九第五項中「分割課税標準額」を「分割基準」に、「更正」を「修正」に改め、同条第六項本文を次のように改める。

前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該法人の課税標準額の総額について第二項の規定による更正若しくは決定の請求に係る書類又は当該法人の分割基準について前項の規定による修正若しくは決定の請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定をし、又は当該法人の分割基準の修正若しくは決定をしななければならない。

第七十二条の四十九第七項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「更正又は決定」を「課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定」に、「若しくは分割課税標準額を更正し、又は決定」を「の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定」に改め、同条第八項中「更正又は決定」を「課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定」に改め、同条第九項及び第十項中「又は分割課税標準額」を削り、「決定」の下に「又は分割基準の修正若しくは決定」を加え、同条第十一項中「前項」を「前各項」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「又は政令で定める医療法人」を「医療法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人」に改め、同項第十二号中「若しくは第五号」を「第五号若しくは第

九号」に改める。

第七十三条の七第十三号を削り、同条第十二号の二中「又は地方住宅供給公社」を「地方住宅供給公社又は八郎潟新農村建設事業団」に改め、「譲渡した不動産」の下に「(八郎潟新農村建設事業団が譲渡した不動産にあつては、政令で定めるものに限る。)」を加え、同条第十三号とする。

第七十三条の十四第四項中「第十八条第一項」の下に「若しくは第十八条の二第二項」を加え、「農林漁業者」を削り、同条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 都市再開発法第九十一条の規定による補償金(同法第七十九条第三項又は同法第七十九条第三項の規定により読み替えられた同法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第七十一条第一項の申出をしたと認められる場合)として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。を

受けた者が、同法第七十三条第一項第十六号の権利変換期日から二年以内に、当該補償金を受けた不動産(以下本項において「従前の不動産」という。)に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準額の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三条の十四に次の一項を加える。

12 農業振興地域の整備に關する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十四条の市町村長の勸

告、同法第十五条の都道府県知事の調停又は農業委員会のあつせんによつて、同法第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められてゐる区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該土地の価格の三分の一に相當する額を価格から控除するものとする。

第七十三條の二十七の四第一項中「防災建築物」を「施設建築物」に改める。
第二百六十二條第三号の二中「昭和三十四年法律第四十一号」を削る。
第二百九十二條第一項第四号中「第四十二條の三から第四十二條の六まで」を「第四十二條の四」に改める。

第二百九十四條の三第一項中「厚生年金基金契約」の下に「若しくは国民年金基金の締結した国民年金法第二百二十八條第三項に規定する契約」を加える。
第二百九十五條第一項第三号中「三十万円」を「三十二万円」に改める。
第二百九十九條第二項及び第三百十二條第三項第四号中「第二百九十四條第五項」を「第二百九十四條第八項」に改める。

第三百十三條第六項中「第八項において同じ」を削り、同条第八項中「の規定による申告書」を「又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む）」に改める。
第三百十四條第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

第三百十四條の二第一項第二号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同項第六号中「七万円」を「八万円」に、「第六項」を「第五項」に、「九万円」を「十万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「七万円」を「八万円」に改め、同項第十号中「十万円」を「十一万円」に改め、同項第

十一号中「六万円」を「八万円」に改め、同条第二項中「十二万円」を「十三万円」に改め、同条第三項中「控除対象配偶者」を「配偶者」に、「八万円」を「九万円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項又は第四項」を「又は第三項に、「又は所得割を」所得割に改め、「扶養親族であるかどうか」の下に「又は所得割の納税義務者に配偶者がいないかどうか」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。
第三百十四條の六第一項中「百分の八・九」を「百分の九・一」に改める。

第三百十七條の二第三項中「又は第三百十三條第九項を、第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除又は同条第九項に、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除に關する事項又は第一項第四号に掲げる」を「これらの控除に關する」に改める。
第三百二十條中「均等割のみを課する」を「当該個人の市町村民税額が均等割額に相當する金額以下である」に改める。

第三百二十一條の三第二項本文中「の全部又は一部」を削り、同項ただし書を次のように改め、同条第三項中「給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部」を「給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額」に改める。
第三百二十一條の三第二項本文中「の全部又は一部」を削り、同項ただし書を次のように改め、同条第三項中「給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部」を「給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額」に改める。

ただし、第三百十七條の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
第三百二十一條の四第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。
第三百二十一條の五第一項中「同条第七項」を「同条第六項」に、「均等割のみ」を「均等割額に相當する金額以下」に改め、同条第三項中「同項の事由が発生した日の属する月の翌月の十日まで

に、自治省令で定める様式によつて」を「自治省令で定めるところにより」に改める。
第三百二十一條の六第一項中「同条第七項」を「同条第六項」に改める。
第三百二十八條の七第一項第四号中「第二号」を「第三号」に改める。

第三百四十二條に次の一項を加える。
3 償却資産に係る売買があつた場合において売主が当該償却資産の所有権を留保しているときは、固定資産税の賦課徴収については、当該償却資産は、売主及び買主の共有物とみなす。
第三百四十八條第二項第六号中「鉱さい、鉱水」を「鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第四條第二号の粉じん、鉱滓、坑水、廢水」に改め、同項第六号の六中「第三号」を「第四号」に、「第五号」を「第六号」に改める。

第三百四十九條の三第二項中「を拡張し、又は營業路線の線路を増設」を「の拡張、營業路線の線路の増設又は日本国有鉄道その他の政令で定める団体が施行する鉄道新線その他のこれに準ずる施設に係る事業で政令で定めるものにより必要を生じた線路の地下移設若しくは高架移設を」に改め、同条第十三項を次のように改める。

13 地方鉄道法又は軌道法の規定による既設の地方鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設のうち線路設備、電路設備その他の政令で定める構造物（以下本項において「線路設備等」といふ。）に對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、道路の管理者が負担した額を当該立体交差化施設の建設に要する費用で除して得た額を一から控除し、当該控除して得た額を当該線路設備等の価格に乘じて得た額とする。
第三百四十九條の三第十四項中「第十号」を「第十三号」に改め、同条第十七項を次のように改める。

17 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による自動車運送事業者が新たに營業路線を

を營業するために設けた一般自動車道に係る構造物で政令で定めるもの（幅員の拡張又は路面の種類の変更をするために設けた一般自動車道に係る構造物で政令で定めるものを含む。）に對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構造物に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構造物の価格の三分の一の額とし、その後の五年度分の固定資産税については当該構造物の価格の三分の二の額とする。
第三百四十九條の三第二十項中「又は第十七項」を削る。

第四百八十六條第三項中「同項」を「前項」に改める。
第四百八十九條第一項第二十二号中「過酸化ソーダ」を削り、「二硫化炭素及びけい酸ソーダ」及び「二硫化炭素」に改め、同条第二項中「無水フタル酸」の下に、人工輕量骨材（頁岩を原料とするものに限る。）及び「ブチルゴム」を加える。
第四百九十條の二第一項中「五百円」を「六百円」に、「千円」を「千二百円」に改める。

第七百條の三第三項中「が炭化水素油」の下に「炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、温度十五度及び一気圧において液状のものを含む。以下同じ。」を加える。
第七百四條第一項中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。
第七百三十四條第三項の表中「百分の八・九」を「百分の九・一」に、「百分の十七・七」を「百分の十七・三」に改める。

附則第十條第一項中「農業委員会等」に關する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第六條第二項の規定に基づく」を削る。
附則第十一條第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「農業委員会等」に關する法律第六條第二項の規定に基づく」を削り、同項の次に次の一項を加え

る。

3 農業委員会のあつせんによる農地の交換分合により農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該土地を取得した者の選択により、第七十三条の十四第十二項又は前項の規定のいずれかを適用するものとする。

附則第十五条第二項中、「第十七項」を削り、同条第三項及び第四項中「昭和四十五年一月一日」を「昭和四十八年一月一日」に改め、同条第十一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「昭和四十五年一月一日」を「昭和四十八年一月一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「昭和四十五年一月一日」を「昭和四十九年一月一日」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供されるコンテナで自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、昭和四十五年度から昭和四十七年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該コンテナに係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十八条第一項の表中

八倍以上二十五倍未満	一・三
二十五倍以上	一・四

同条第二項中「附則第二十五条第六項において同じ」を削る。

附則第二十五条を次のように改める。

(宅地等)に対して課する昭和四十五年度分及び昭和四十六年度分の都市計画税の特例)

昭和四十五年三月三十日 衆議院会議録第十四号

第二十五条 昭和四十五年度分及び昭和四十六年度分の都市計画税に限り、宅地等に係る都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる価格上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額をその当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)をこえる場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

価格上昇率	負担調整率
二倍未満	一・三
二倍以上四倍未満	一・六
四倍以上	一・九

2 前項の「価格上昇率」とは、宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を、当該宅地等に係る昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(昭和四十五年度若しくは昭和四十六年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又はこれらの年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(昭和四十六年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けるものに限る。))については、当該宅地等の宅地等基準価格に、当該宅地等に類似する宅地等(当該宅地等基準価格の算定に用いられたものとする。))に係る昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を当該類似する宅地等に係る昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で除して得た数値を乗じて得た額とする。以下本条において同じ。で除して得た数値をいう。

地方税法の一部を改正する法律案

3 昭和四十四年度に係る賦課期日に所在する宅地等(第七項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、第一項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十五年度 当該宅地等の昭和四十四年度分の都市計画税に係る課税標準額(当該宅地等が昭和四十四年度分の都市計画税について第三百四十九条の三第九項、第十六項、第十九項又は第二十一項の規定の適用を受けるものであるときは、これらの規定に定める率を乗ずる前の額とする。)

二 昭和四十六年度 前号の額に、昭和四十五年度において第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額

4 昭和四十五年度において新たに都市計画税を課することとなる宅地等(第六項又は第七項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、第一項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十五年度 当該宅地等の昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

二 昭和四十六年度 前号の額を基礎として前項第二号の算定方法に準じて算定した額

5 昭和四十六年度において新たに都市計画税を課することとなる宅地等(次項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、第一項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、当該宅地等の昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、昭和四十五年度において第一項の規定により当該宅地等に類似する宅地等(当該宅地等基準価格の算定に用いられたものとする。))に係る宅地等調整都市計画税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額をいう。

6 昭和四十四年度の固定資産税の賦課期日に所在する宅地等で昭和四十五年度又は昭和四十六年度において新たに都市計画税を課することとなるもの(次項の規定の適用を受けるものを除き、以下「都市計画税新設宅地等」という。)にあつては、第一項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 昭和四十五年度において新たに都市計画税新設宅地等となる宅地等 年度の区分に応ずる次に掲げる額

イ 昭和四十五年 当該宅地等の昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

ロ 昭和四十六年度 イの額を基礎として第三項第二号の算定方法に準じて算定した額

二 昭和四十六年度において新たに都市計画税新設宅地等となる宅地等 当該宅地等の昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を基礎として、昭和四十五年度において当該宅地等について都市計画税が課されていたものとみなして第三項第二号の算定方法に準じて算定した額

7 昭和四十五年度において第一項の規定の適用を受けなかつた宅地等で昭和四十六年度において同項の規定の適用を受けることとなるものにあつては、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、当該宅地等の昭和四十五年度分の都市計画税の課税標準の基礎となつた価格をいう。

8 昭和四十五年又は昭和四十六年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(第四項又は第六項の規定の適用を受けることとなる年度の翌年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものに限る。また、昭和四十六年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

地方税法の一部を改正する法律案

書の規定の適用を受けるものに限り。以下本項において同じ。の第一項の前年度分の都市計画税の課税標準額は、第三項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 昭和四十五年分に係る賦課期日において地目の交換等がある宅地等 年度の区分に応ずる次に掲げる額
- イ 昭和四十五年分 当該宅地等の昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
- ロ 昭和四十六年度 イの額を基礎として第三項第二号の算定方法に準じて算定した額
- 二 昭和四十六年度に係る賦課期日において地目の交換等がある宅地等 当該宅地等の昭和四十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を基礎として第五項の算定方法に準じて算定した額

附則第二十八条第一項中「若しくは附則第十九条第一項又は附則第二十五条第一項若しくは附則第二十六条」を「又は附則第十九条第一項」に改め、「及び都市計画税」を削り、同項の表中附則第二十五条第一項の規定の適用を受ける宅地等の項を削る。

附則第二十九条中「昭和四十一年度分の固定資産税」を「昭和四十五年度分の固定資産税（上昇率が二十五倍以上である宅地等に対して課するものに限る。）」に改める。

附則第三十一条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次に掲げる製品のうち自治省令で定めるものの製造業を営む者のうち自治省令で定めるものがその事業所において直接その業務の用に使用

する電気に対して課する電気ガス税の税率は、昭和四十五年六月一日から昭和四十七年五月三十一日までの間に限り、第四百九十条の規定にかかわらず、百分の四とする。

- 一 毛紡織業
- 二 毛織物

附則に次の二条を加える。

第三十六条 昭和四十六年度から昭和五十一年度までの各年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十四条第一項の譲渡所得を有する場合における第七百三条の四第五項、第七項及び第八項、第七百三条の五並びに第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七百三条の四第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が前条第一項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替へるものとする。

（昭和四十五年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の還付等）

第三十七条 昭和四十五年中に支払うべき退職手当等で同年五月一日前に支払われたものにつき徴収された第五十条の二の規定によつて課する所得割の額又は当該退職手当等につき徴収された第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額が、それぞれ当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二号）による改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る第五十条の二の規定によつて課する所得割の額（以下本項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。）又は当該退職所得の金額に係る第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額（以下本項において「改正後の市町村民税の

退職所得割額」という。）をこえる場合には、第五十条の五又は第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、それぞれ改正後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、第十七条の規定による当該過誤納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

2 前項前段に規定する場合には、昭和四十五年中に支払うべき退職手当等で同年五月一日以後に支払われるものに係る第五十条の六第一項第二号若しくは第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る第五十条の八若しくは第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第五十条の六第一項第二号及び第五十条の八		第三百二十八条の六第一項第二号及び第六百二十八条の十三第一項	
徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額
徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	以 上		税 額	以 上		税 額	以 上		税 額	以 上		税 額
	円	円		円	円		円	円		円	円	
6,000円未満			0	50,000	52,000	450	100,000	102,000	900	174,000	178,000	1,560
6,000	8,000	8,000	50	52,000	54,000	460	102,000	104,000	910	178,000	182,000	1,600
8,000	10,000	10,000	70	54,000	56,000	480	104,000	106,000	930	182,000	186,000	1,630
				56,000	58,000	500	106,000	108,000	950	186,000	190,000	1,670
				58,000	60,000	520	108,000	110,000	970	190,000	194,000	1,710
10,000	12,000	12,000	90	60,000	62,000	540	110,000	112,000	980	194,000	198,000	1,740
12,000	14,000	14,000	100	62,000	64,000	550	112,000	114,000	1,000	198,000	202,000	1,780
14,000	16,000	16,000	120	64,000	66,000	570	114,000	116,000	1,020	202,000	206,000	1,810
16,000	18,000	18,000	140	66,000	68,000	590	116,000	118,000	1,040	206,000	210,000	1,850
18,000	20,000	20,000	160	68,000	70,000	610	118,000	120,000	1,060	210,000	214,000	1,890
20,000	22,000	22,000	180	70,000	72,000	630	120,000	122,000	1,080	214,000	218,000	1,920
22,000	24,000	24,000	190	72,000	74,000	640	122,000	124,000	1,090	218,000	222,000	1,960
24,000	26,000	26,000	210	74,000	76,000	660	124,000	126,000	1,110	222,000	226,000	1,990
26,000	28,000	28,000	230	76,000	78,000	680	126,000	130,000	1,130	226,000	230,000	2,030
28,000	30,000	30,000	250	78,000	80,000	700	130,000	134,000	1,170	230,000	234,000	2,070
30,000	32,000	32,000	270	80,000	82,000	720	134,000	138,000	1,200	234,000	238,000	2,100
32,000	34,000	34,000	280	82,000	84,000	730	138,000	142,000	1,240	238,000	242,000	2,140
34,000	36,000	36,000	300	84,000	86,000	750	142,000	146,000	1,270	242,000	246,000	2,170
36,000	38,000	38,000	320	86,000	88,000	770	146,000	150,000	1,310	246,000	250,000	2,210
38,000	40,000	40,000	340	88,000	90,000	790	150,000	154,000	1,350	250,000	254,000	2,250
40,000	42,000	42,000	360	90,000	92,000	810	154,000	158,000	1,380	254,000	258,000	2,280
42,000	44,000	44,000	370	92,000	94,000	820	158,000	162,000	1,420	258,000	262,000	2,320
44,000	46,000	46,000	390	94,000	96,000	840	162,000	166,000	1,450	262,000	266,000	2,350
46,000	48,000	48,000	410	96,000	98,000	860	166,000	170,000	1,490	266,000	270,000	2,390
48,000	50,000	50,000	430	98,000	100,000	880	170,000	174,000	1,530	270,000	274,000	2,430

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税	税
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		
274,000	278,000	2,460	374,000	378,000	3,360	516,000	522,000	4,640	666,000	672,000	5,960					
276,000	282,000	2,500	376,000	382,000	3,400	522,000	528,000	4,680	672,000	678,000	6,040					
282,000	286,000	2,530	382,000	386,000	3,430	528,000	534,000	4,750	678,000	684,000	6,100					
286,000	290,000	2,570	386,000	390,000	3,470	534,000	540,000	4,800	684,000	690,000	6,150					
290,000	294,000	2,610	390,000	396,000	3,510	540,000	546,000	4,860	690,000	696,000	6,210					
294,000	298,000	2,640	396,000	402,000	3,560	546,000	552,000	4,910	696,000	702,000	6,260					
298,000	302,000	2,680	402,000	408,000	3,610	552,000	558,000	4,960	702,000	708,000	6,310					
302,000	306,000	2,710	408,000	414,000	3,670	558,000	564,000	5,020	708,000	714,000	6,370					
306,000	310,000	2,750	414,000	420,000	3,720	564,000	570,000	5,070	714,000	720,000	6,420					
310,000	314,000	2,790	420,000	426,000	3,780	570,000	576,000	5,130	720,000	726,000	6,480					
314,000	318,000	2,820	426,000	432,000	3,830	576,000	582,000	5,180	726,000	732,000	6,530					
318,000	322,000	2,860	432,000	438,000	3,880	582,000	588,000	5,230	732,000	738,000	6,580					
322,000	326,000	2,890	438,000	444,000	3,940	588,000	594,000	5,290	738,000	744,000	6,640					
326,000	330,000	2,930	444,000	450,000	3,990	594,000	600,000	5,340	744,000	750,000	6,690					
330,000	334,000	2,970	450,000	456,000	4,050	600,000	606,000	5,400	750,000	756,000	6,750					
334,000	338,000	3,000	456,000	462,000	4,100	606,000	612,000	5,450	756,000	762,000	6,800					
338,000	342,000	3,040	462,000	468,000	4,150	612,000	618,000	5,500	762,000	768,000	6,850					
342,000	346,000	3,070	468,000	474,000	4,210	618,000	624,000	5,560	768,000	774,000	6,910					
346,000	350,000	3,110	474,000	480,000	4,260	624,000	630,000	5,610	774,000	780,000	6,960					
350,000	354,000	3,150	480,000	486,000	4,320	630,000	636,000	5,670	780,000	786,000	7,020					
354,000	358,000	3,180	486,000	492,000	4,370	636,000	642,000	5,720	786,000	792,000	7,080					
358,000	362,000	3,220	492,000	498,000	4,420	642,000	648,000	5,770	792,000	798,000	7,140					
362,000	366,000	3,250	498,000	504,000	4,480	648,000	654,000	5,830	798,000	804,000	7,200					
366,000	370,000	3,290	504,000	510,000	4,530	654,000	660,000	5,880	804,000	810,000	7,260					
370,000	374,000	3,330	510,000	516,000	4,590	660,000	666,000	5,940	810,000	816,000	7,320					

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額		
以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
838,000	836,000	836,000	7,450	1,028,000	1,036,000	9,250	1,228,000	1,236,000	11,050	1,460,000	1,470,000	1,460,000	1,470,000	1,480,000	13,140	13,140	
836,000	844,000	844,000	7,520	1,036,000	1,044,000	9,320	1,236,000	1,244,000	11,120	1,470,000	1,480,000	1,470,000	1,480,000	1,490,000	13,230	13,230	
844,000	852,000	852,000	7,590	1,044,000	1,052,000	9,390	1,244,000	1,252,000	11,190	1,480,000	1,490,000	1,480,000	1,490,000	1,500,000	13,320	13,320	
852,000	860,000	860,000	7,660	1,052,000	1,060,000	9,460	1,252,000	1,260,000	11,260	1,490,000	1,500,000	1,490,000	1,500,000	1,510,000	13,410	13,410	
860,000	868,000	868,000	7,740	1,060,000	1,068,000	9,540	1,260,000	1,268,000	11,340	1,500,000	1,510,000	1,500,000	1,510,000	1,520,000	13,500	13,500	
868,000	876,000	876,000	7,810	1,068,000	1,076,000	9,610	1,268,000	1,276,000	11,410	1,510,000	1,520,000	1,510,000	1,520,000	1,530,000	13,590	13,590	
876,000	884,000	884,000	7,880	1,076,000	1,084,000	9,680	1,276,000	1,284,000	11,480	1,520,000	1,530,000	1,520,000	1,530,000	1,540,000	13,680	13,680	
884,000	892,000	892,000	7,960	1,084,000	1,092,000	9,760	1,284,000	1,292,000	11,550	1,530,000	1,540,000	1,530,000	1,540,000	1,550,000	13,770	13,770	
892,000	900,000	900,000	8,020	1,092,000	1,100,000	9,820	1,292,000	1,300,000	11,620	1,540,000	1,550,000	1,540,000	1,550,000	1,560,000	13,860	13,860	
900,000	908,000	908,000	8,100	1,100,000	1,108,000	9,900	1,300,000	1,310,000	11,700	1,550,000	1,560,000	1,550,000	1,560,000	1,570,000	13,950	13,950	
908,000	916,000	916,000	8,170	1,108,000	1,116,000	9,970	1,310,000	1,320,000	11,790	1,560,000	1,570,000	1,560,000	1,570,000	1,580,000	14,040	14,040	
916,000	924,000	924,000	8,240	1,116,000	1,124,000	10,040	1,320,000	1,330,000	11,880	1,570,000	1,580,000	1,570,000	1,580,000	1,590,000	14,130	14,130	
924,000	932,000	932,000	8,310	1,124,000	1,132,000	10,110	1,330,000	1,340,000	11,970	1,580,000	1,590,000	1,580,000	1,590,000	1,600,000	14,220	14,220	
932,000	940,000	940,000	8,380	1,132,000	1,140,000	10,180	1,340,000	1,350,000	12,060	1,590,000	1,600,000	1,590,000	1,600,000	1,610,000	14,310	14,310	
940,000	948,000	948,000	8,460	1,140,000	1,148,000	10,260	1,350,000	1,360,000	12,150	1,600,000	1,610,000	1,600,000	1,610,000	1,620,000	14,400	14,400	
948,000	956,000	956,000	8,530	1,148,000	1,156,000	10,330	1,360,000	1,370,000	12,240	1,610,000	1,620,000	1,610,000	1,620,000	1,630,000	14,490	14,490	
956,000	964,000	964,000	8,600	1,156,000	1,164,000	10,400	1,370,000	1,380,000	12,330	1,620,000	1,630,000	1,620,000	1,630,000	1,640,000	14,580	14,580	
964,000	972,000	972,000	8,670	1,164,000	1,172,000	10,470	1,380,000	1,390,000	12,420	1,630,000	1,640,000	1,630,000	1,640,000	1,650,000	14,670	14,670	
972,000	980,000	980,000	8,740	1,172,000	1,180,000	10,540	1,390,000	1,400,000	12,510	1,640,000	1,650,000	1,640,000	1,650,000	1,660,000	14,760	14,760	
980,000	988,000	988,000	8,820	1,180,000	1,188,000	10,620	1,400,000	1,410,000	12,600	1,650,000	1,660,000	1,650,000	1,660,000	1,670,000	14,850	14,850	
988,000	996,000	996,000	8,890	1,188,000	1,196,000	10,690	1,410,000	1,420,000	12,690	1,660,000	1,670,000	1,660,000	1,670,000	1,680,000	14,940	14,940	
996,000	1,004,000	1,004,000	8,960	1,196,000	1,204,000	10,760	1,420,000	1,430,000	12,780	1,670,000	1,680,000	1,670,000	1,680,000	1,690,000	15,030	15,030	
1,004,000	1,012,000	1,012,000	9,030	1,204,000	1,212,000	10,830	1,430,000	1,440,000	12,870	1,680,000	1,690,000	1,680,000	1,690,000	1,700,000	15,120	15,120	
1,012,000	1,020,000	1,020,000	9,100	1,212,000	1,220,000	10,900	1,440,000	1,450,000	12,960	1,690,000	1,700,000	1,690,000	1,700,000	1,710,000	15,210	15,210	
1,020,000	1,028,000	1,028,000	9,180	1,220,000	1,228,000	10,980	1,450,000	1,460,000	13,050	1,700,000	1,710,000	1,700,000	1,710,000	1,720,000	15,300	15,300	

昭和四十五年三月三十日 衆議院公議院第十四号 地方税法の一施行改正する法律案

四五八

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額					税	額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額					税	額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額					税	額						
以	上	未	満	以			上	未	満	以	上			未	満	以	上	未			満					
1,710,000	円				1,720,000	円	15,390	円	1,960,000	円	1,970,000	円	17,640	円	2,210,000	円	2,220,000	円	19,890	円	2,460,000	円	2,470,000	円	22,140	円
1,720,000					1,730,000		15,480		1,970,000		1,980,000		17,730		2,220,000		2,230,000		19,980		2,470,000		2,480,000		22,230	
1,730,000					1,740,000		15,570		1,980,000		1,990,000		17,820		2,230,000		2,240,000		20,070		2,480,000		2,490,000		22,320	
1,740,000					1,750,000		15,660		1,990,000		2,000,000		17,910		2,240,000		2,250,000		20,160		2,490,000		2,500,000		22,410	
1,750,000					1,760,000		15,750		2,000,000		2,010,000		18,000		2,250,000		2,260,000		20,250		2,500,000		2,510,000		22,500	
1,760,000					1,770,000		15,840		2,010,000		2,020,000		18,090		2,260,000		2,270,000		20,340		2,510,000		2,520,000		22,590	
1,770,000					1,780,000		15,930		2,020,000		2,030,000		18,180		2,270,000		2,280,000		20,430		2,520,000		2,530,000		22,680	
1,780,000					1,790,000		16,020		2,030,000		2,040,000		18,270		2,280,000		2,290,000		20,520		2,530,000		2,540,000		22,770	
1,790,000					1,800,000		16,110		2,040,000		2,050,000		18,360		2,290,000		2,300,000		20,610		2,540,000		2,550,000		22,860	
1,800,000					1,810,000		16,200		2,050,000		2,060,000		18,450		2,300,000		2,310,000		20,700		2,550,000		2,560,000		22,950	
1,810,000					1,820,000		16,290		2,060,000		2,070,000		18,540		2,310,000		2,320,000		20,790		2,560,000		2,570,000		23,040	
1,820,000					1,830,000		16,380		2,070,000		2,080,000		18,630		2,320,000		2,330,000		20,880		2,570,000		2,580,000		23,130	
1,830,000					1,840,000		16,470		2,080,000		2,090,000		18,720		2,330,000		2,340,000		20,970		2,580,000		2,590,000		23,220	
1,840,000					1,850,000		16,560		2,090,000		2,100,000		18,810		2,340,000		2,350,000		21,060		2,590,000		2,600,000		23,310	
1,850,000					1,860,000		16,650		2,100,000		2,110,000		18,900		2,350,000		2,360,000		21,150		2,600,000		2,610,000		23,400	
1,860,000					1,870,000		16,740		2,110,000		2,120,000		18,990		2,360,000		2,370,000		21,240		2,610,000		2,620,000		23,490	
1,870,000					1,880,000		16,830		2,120,000		2,130,000		19,080		2,370,000		2,380,000		21,330		2,620,000		2,630,000		23,580	
1,880,000					1,890,000		16,920		2,130,000		2,140,000		19,170		2,380,000		2,390,000		21,420		2,630,000		2,640,000		23,670	
1,890,000					1,900,000		17,010		2,140,000		2,150,000		19,260		2,390,000		2,400,000		21,510		2,640,000		2,650,000		23,760	
1,900,000					1,910,000		17,100		2,150,000		2,160,000		19,350		2,400,000		2,410,000		21,600		2,650,000		2,660,000		23,850	
1,910,000					1,920,000		17,190		2,160,000		2,170,000		19,440		2,410,000		2,420,000		21,690		2,660,000		2,670,000		23,940	
1,920,000					1,930,000		17,280		2,170,000		2,180,000		19,530		2,420,000		2,430,000		21,780		2,670,000		2,680,000		24,030	
1,930,000					1,940,000		17,370		2,180,000		2,190,000		19,620		2,430,000		2,440,000		21,870		2,680,000		2,690,000		24,120	
1,940,000					1,950,000		17,460		2,190,000		2,200,000		19,710		2,440,000		2,450,000		21,960		2,690,000		2,700,000		24,210	
1,950,000					1,960,000		17,550		2,200,000		2,210,000		19,800		2,450,000		2,460,000		22,050		2,700,000		2,710,000		24,300	

以 上	未 満	税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額
			以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
2,710,000	2,720,000	24,380	2,980,000	2,970,000	26,640	3,210,000	3,220,000	30,780	3,460,000	3,470,000	35,280
2,720,000	2,730,000	24,480	2,970,000	2,980,000	26,730	3,220,000	3,230,000	30,860	3,470,000	3,480,000	35,460
2,730,000	2,740,000	24,570	2,980,000	2,990,000	26,820	3,230,000	3,240,000	31,140	3,480,000	3,490,000	35,640
2,740,000	2,750,000	24,660	2,990,000	3,000,000	26,910	3,240,000	3,250,000	31,320	3,490,000	3,500,000	35,820
2,750,000	2,760,000	24,750	3,000,000	3,010,000	27,000	3,250,000	3,260,000	31,500	3,500,000	3,510,000	36,000
2,760,000	2,770,000	24,840	3,010,000	3,020,000	27,180	3,260,000	3,270,000	31,680	3,510,000	3,520,000	36,180
2,770,000	2,780,000	24,930	3,020,000	3,030,000	27,360	3,270,000	3,280,000	31,860	3,520,000	3,530,000	36,360
2,780,000	2,790,000	25,020	3,030,000	3,040,000	27,540	3,280,000	3,290,000	32,040	3,530,000	3,540,000	36,540
2,790,000	2,800,000	25,110	3,040,000	3,050,000	27,720	3,290,000	3,300,000	32,220	3,540,000	3,550,000	36,720
2,800,000	2,810,000	25,200	3,050,000	3,060,000	27,900	3,300,000	3,310,000	32,400	3,550,000	3,560,000	36,900
2,810,000	2,820,000	25,290	3,060,000	3,070,000	28,080	3,310,000	3,320,000	32,580	3,560,000	3,570,000	37,080
2,820,000	2,830,000	25,380	3,070,000	3,080,000	28,260	3,320,000	3,330,000	32,760	3,570,000	3,580,000	37,260
2,830,000	2,840,000	25,470	3,080,000	3,090,000	28,440	3,330,000	3,340,000	32,940	3,580,000	3,590,000	37,440
2,840,000	2,850,000	25,560	3,090,000	3,100,000	28,620	3,340,000	3,350,000	33,120	3,590,000	3,600,000	37,620
2,850,000	2,860,000	25,650	3,100,000	3,110,000	28,800	3,350,000	3,360,000	33,300	3,600,000	3,610,000	37,800
2,860,000	2,870,000	25,740	3,110,000	3,120,000	28,980	3,360,000	3,370,000	33,480	3,610,000	3,620,000	37,980
2,870,000	2,880,000	25,830	3,120,000	3,130,000	29,160	3,370,000	3,380,000	33,660	3,620,000	3,630,000	38,160
2,880,000	2,890,000	25,920	3,130,000	3,140,000	29,340	3,380,000	3,390,000	33,840	3,630,000	3,640,000	38,340
2,890,000	2,900,000	26,010	3,140,000	3,150,000	29,520	3,390,000	3,400,000	34,020	3,640,000	3,650,000	38,520
2,900,000	2,910,000	26,100	3,150,000	3,160,000	29,700	3,400,000	3,410,000	34,200	3,650,000	3,660,000	38,700
2,910,000	2,920,000	26,190	3,160,000	3,170,000	29,880	3,410,000	3,420,000	34,380	3,660,000	3,670,000	38,880
2,920,000	2,930,000	26,280	3,170,000	3,180,000	30,060	3,420,000	3,430,000	34,560	3,670,000	3,680,000	39,060
2,930,000	2,940,000	26,370	3,180,000	3,190,000	30,240	3,430,000	3,440,000	34,740	3,680,000	3,690,000	39,240
2,940,000	2,950,000	26,460	3,190,000	3,200,000	30,420	3,440,000	3,450,000	34,920	3,690,000	3,700,000	39,420
2,950,000	2,960,000	26,550	3,200,000	3,210,000	30,600	3,450,000	3,460,000	35,100	3,700,000	3,710,000	39,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満	
3,710,000	3,720,000	3,730,000	3,810,000	3,820,000	3,830,000	3,910,000	3,920,000	3,930,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から27,000円を控除した金額
3,720,000	3,730,000	3,740,000	3,820,000	3,830,000	3,840,000	3,920,000	3,930,000	3,940,000	4,010,000	4,020,000	4,030,000	4,100,000	4,110,000	4,120,000	
3,730,000	3,740,000	3,750,000	3,830,000	3,840,000	3,850,000	3,930,000	3,940,000	3,950,000	4,020,000	4,030,000	4,040,000	4,110,000	4,120,000	4,130,000	
3,740,000	3,750,000	3,760,000	3,840,000	3,850,000	3,860,000	3,940,000	3,950,000	3,960,000	4,030,000	4,040,000	4,050,000	4,120,000	4,130,000	4,140,000	
3,750,000	3,760,000	3,770,000	3,850,000	3,860,000	3,870,000	3,950,000	3,960,000	3,970,000	4,040,000	4,050,000	4,060,000	4,130,000	4,140,000	4,150,000	
3,760,000	3,770,000	3,780,000	3,860,000	3,870,000	3,880,000	3,960,000	3,970,000	3,980,000	4,050,000	4,060,000	4,070,000	4,140,000	4,150,000	4,160,000	
3,770,000	3,780,000	3,790,000	3,870,000	3,880,000	3,890,000	3,970,000	3,980,000	3,990,000	4,060,000	4,070,000	4,080,000	4,150,000	4,160,000	4,170,000	
3,780,000	3,790,000	3,800,000	3,880,000	3,890,000	3,900,000	3,980,000	3,990,000	4,000,000	4,070,000	4,080,000	4,090,000	4,160,000	4,170,000	4,180,000	
3,790,000	3,800,000	3,810,000	3,890,000	3,900,000	3,910,000	3,990,000	4,000,000	4,010,000	4,080,000	4,090,000	4,100,000	4,170,000	4,180,000	4,190,000	
3,800,000	3,810,000		3,900,000	3,910,000		4,000,000	4,010,000		4,080,000	4,090,000		4,170,000	4,180,000		

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000円未満		0	50,000	52,000	450	100,000	102,000	900	174,000	178,000	1,560
6,000	8,000	50	52,000	54,000	460	102,000	104,000	910	178,000	182,000	1,600
8,000	10,000	70	54,000	56,000	480	104,000	106,000	930	182,000	186,000	1,630
			56,000	58,000	500	106,000	108,000	950	186,000	190,000	1,670
			58,000	60,000	520	108,000	110,000	970	190,000	194,000	1,710
10,000	12,000	90	60,000	62,000	540	110,000	112,000	990	194,000	198,000	1,740
12,000	14,000	100	62,000	64,000	550	112,000	114,000	1,000	198,000	202,000	1,780
14,000	16,000	120	64,000	66,000	570	114,000	116,000	1,020	202,000	206,000	1,810
16,000	18,000	140	66,000	68,000	580	116,000	118,000	1,040	206,000	210,000	1,850
18,000	20,000	160	68,000	70,000	610	118,000	120,000	1,060	210,000	214,000	1,890
20,000	22,000	180	70,000	72,000	630	120,000	122,000	1,080	214,000	218,000	1,920
22,000	24,000	190	72,000	74,000	640	122,000	124,000	1,090	218,000	222,000	1,960
24,000	26,000	210	74,000	76,000	660	124,000	126,000	1,110	222,000	226,000	1,990
26,000	28,000	230	76,000	78,000	680	126,000	130,000	1,130	226,000	230,000	2,030
28,000	30,000	250	78,000	80,000	700	130,000	134,000	1,170	230,000	234,000	2,070
30,000	32,000	270	80,000	82,000	720	134,000	138,000	1,200	234,000	238,000	2,100
32,000	34,000	280	82,000	84,000	730	138,000	142,000	1,240	238,000	242,000	2,140
34,000	36,000	300	84,000	86,000	750	142,000	146,000	1,270	242,000	246,000	2,170
36,000	38,000	320	86,000	88,000	770	146,000	150,000	1,310	246,000	250,000	2,210
38,000	40,000	340	88,000	90,000	790	150,000	154,000	1,350	250,000	254,000	2,250
40,000	42,000	360	90,000	92,000	810	154,000	158,000	1,380	254,000	258,000	2,280
42,000	44,000	370	92,000	94,000	820	158,000	162,000	1,420	258,000	262,000	2,320
44,000	46,000	390	94,000	96,000	840	162,000	166,000	1,450	262,000	266,000	2,350
46,000	48,000	410	96,000	98,000	860	166,000	170,000	1,490	266,000	270,000	2,390
48,000	50,000	430	98,000	100,000	880	170,000	174,000	1,530	270,000	274,000	2,430

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		
以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未
274,000	278,000	2,460	374,000	378,000	3,690	516,000	522,000	5,610	666,000	672,000	7,640
278,000	282,000	2,500	378,000	382,000	3,750	522,000	528,000	5,690	672,000	678,000	7,720
282,000	286,000	2,530	382,000	386,000	3,800	528,000	534,000	5,770	678,000	684,000	7,800
286,000	290,000	2,570	386,000	390,000	3,860	534,000	540,000	5,850	684,000	690,000	7,880
290,000	294,000	2,610	390,000	396,000	3,910	540,000	546,000	5,940	690,000	696,000	7,960
294,000	298,000	2,640	396,000	402,000	3,990	546,000	552,000	6,020	696,000	702,000	8,040
298,000	302,000	2,680	402,000	408,000	4,070	552,000	558,000	6,100	702,000	708,000	8,120
302,000	306,000	2,720	408,000	414,000	4,150	558,000	564,000	6,180	708,000	714,000	8,200
306,000	310,000	2,760	414,000	420,000	4,230	564,000	570,000	6,260	714,000	720,000	8,280
310,000	314,000	2,800	420,000	426,000	4,320	570,000	576,000	6,340	720,000	726,000	8,370
314,000	318,000	2,880	426,000	432,000	4,400	576,000	582,000	6,420	726,000	732,000	8,450
318,000	322,000	2,940	432,000	438,000	4,480	582,000	588,000	6,500	732,000	738,000	8,530
322,000	326,000	2,980	438,000	444,000	4,560	588,000	594,000	6,580	738,000	744,000	8,610
326,000	330,000	3,050	444,000	450,000	4,640	594,000	600,000	6,660	744,000	750,000	8,690
330,000	334,000	3,100	450,000	456,000	4,720	600,000	606,000	6,750	750,000	756,000	8,770
334,000	338,000	3,150	456,000	462,000	4,800	606,000	612,000	6,830	756,000	762,000	8,850
338,000	342,000	3,210	462,000	468,000	4,880	612,000	618,000	6,910	762,000	768,000	8,930
342,000	346,000	3,260	468,000	474,000	4,960	618,000	624,000	6,990	768,000	774,000	9,010
346,000	350,000	3,320	474,000	480,000	5,040	624,000	630,000	7,070	774,000	780,000	9,090
350,000	354,000	3,370	480,000	486,000	5,130	630,000	636,000	7,150	780,000	786,000	9,180
354,000	358,000	3,420	486,000	492,000	5,210	636,000	642,000	7,230	786,000	792,000	9,280
358,000	362,000	3,480	492,000	498,000	5,290	642,000	648,000	7,310	792,000	798,000	9,390
362,000	366,000	3,530	498,000	504,000	5,370	648,000	654,000	7,390	798,000	804,000	9,520
366,000	370,000	3,590	504,000	510,000	5,450	654,000	660,000	7,470	804,000	810,000	9,660
370,000	374,000	3,640	510,000	516,000	5,530	660,000	666,000	7,560	810,000	816,000	9,810

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
828,000	9,950	1,028,000	1,036,000	13,560	1,228,000	1,236,000	17,150	1,460,000	1,470,000	21,600
836,000	10,090	1,036,000	1,044,000	13,690	1,236,000	1,244,000	17,290	1,470,000	1,480,000	21,820
844,000	10,240	1,044,000	1,052,000	13,840	1,244,000	1,252,000	17,440	1,480,000	1,490,000	22,050
852,000	10,380	1,052,000	1,060,000	13,980	1,252,000	1,260,000	17,580	1,490,000	1,500,000	22,270
860,000	10,530	1,060,000	1,068,000	14,130	1,260,000	1,268,000	17,730	1,500,000	1,510,000	22,500
868,000										
876,000	10,670	1,068,000	1,076,000	14,270	1,268,000	1,276,000	17,870	1,510,000	1,520,000	22,720
884,000	10,810	1,076,000	1,084,000	14,410	1,276,000	1,284,000	18,010	1,520,000	1,530,000	22,950
892,000	10,960	1,084,000	1,092,000	14,560	1,284,000	1,292,000	18,160	1,530,000	1,540,000	23,170
892,000	11,100	1,092,000	1,100,000	14,700	1,292,000	1,300,000	18,300	1,540,000	1,550,000	23,400
900,000	11,250	1,100,000	1,108,000	14,850	1,300,000	1,310,000	18,450	1,550,000	1,560,000	23,620
908,000										
916,000	11,390	1,108,000	1,116,000	14,990	1,310,000	1,320,000	18,630	1,560,000	1,570,000	23,850
924,000	11,530	1,116,000	1,124,000	15,130	1,320,000	1,330,000	18,810	1,570,000	1,580,000	24,070
932,000	11,680	1,124,000	1,132,000	15,280	1,330,000	1,340,000	18,990	1,580,000	1,590,000	24,300
940,000	11,820	1,132,000	1,140,000	15,420	1,340,000	1,350,000	19,170	1,590,000	1,600,000	24,520
948,000	11,970	1,140,000	1,148,000	15,570	1,350,000	1,360,000	19,350	1,600,000	1,610,000	24,750
956,000										
964,000	12,110	1,148,000	1,156,000	15,710	1,360,000	1,370,000	19,530	1,610,000	1,620,000	24,970
972,000	12,250	1,156,000	1,164,000	15,850	1,370,000	1,380,000	19,710	1,620,000	1,630,000	25,200
980,000	12,400	1,164,000	1,172,000	16,000	1,380,000	1,390,000	19,890	1,630,000	1,640,000	25,420
988,000	12,540	1,172,000	1,180,000	16,140	1,390,000	1,400,000	20,070	1,640,000	1,650,000	25,650
996,000	12,690	1,180,000	1,188,000	16,290	1,400,000	1,410,000	20,250	1,650,000	1,660,000	25,870
1,004,000										
1,012,000	12,830	1,188,000	1,196,000	16,430	1,410,000	1,420,000	20,470	1,660,000	1,670,000	26,100
1,020,000	12,970	1,196,000	1,204,000	16,570	1,420,000	1,430,000	20,700	1,670,000	1,680,000	26,320
1,028,000	13,120	1,204,000	1,212,000	16,720	1,430,000	1,440,000	20,920	1,680,000	1,690,000	26,550
1,036,000	13,260	1,212,000	1,220,000	16,860	1,440,000	1,450,000	21,150	1,690,000	1,700,000	26,770
1,044,000	13,410	1,220,000	1,228,000	17,010	1,450,000	1,460,000	21,370	1,700,000	1,710,000	27,000

[illegible]

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額
2,710,000	52,920	2,960,000	53,670	3,210,000	67,360	3,460,000	75,240
2,720,000	53,190	2,970,000	53,940	3,220,000	67,880	3,470,000	75,550
2,730,000	53,460	2,980,000	60,210	3,230,000	67,990	3,480,000	75,870
2,740,000	53,730	2,990,000	60,480	3,240,000	68,510	3,490,000	76,180
2,750,000	54,000	3,000,000	60,750	3,250,000	68,620	3,500,000	76,500
		3,010,000		3,260,000		3,510,000	
2,760,000	54,270	3,020,000	61,060	3,270,000	68,940	3,520,000	76,810
2,770,000	54,540	3,030,000	61,380	3,280,000	69,250	3,530,000	77,130
2,780,000	54,810	3,040,000	61,690	3,290,000	69,570	3,540,000	77,440
2,790,000	55,080	3,050,000	62,010	3,300,000	69,880	3,550,000	77,760
2,800,000	55,350	3,060,000	62,320	3,310,000	70,200	3,560,000	78,070
				3,320,000		3,570,000	
2,810,000	55,620	3,070,000	62,640	3,330,000	70,510	3,580,000	78,390
2,820,000	55,890	3,080,000	62,950	3,340,000	70,830	3,590,000	78,700
2,830,000	56,160	3,090,000	63,270	3,350,000	71,140	3,600,000	79,020
2,840,000	56,430	3,100,000	63,580	3,360,000	71,460	3,610,000	79,330
2,850,000	56,700	3,110,000	63,900	3,370,000	71,770	3,620,000	79,650
				3,380,000		3,630,000	
2,860,000	56,970	3,120,000	64,210	3,390,000	72,090	3,640,000	79,960
2,870,000	57,240	3,130,000	64,530	3,400,000	72,400	3,650,000	80,280
2,880,000	57,510	3,140,000	64,840	3,410,000	72,720	3,660,000	80,590
2,890,000	57,780	3,150,000	65,160	3,420,000	73,030	3,670,000	80,910
2,900,000	58,050	3,160,000	65,470	3,430,000	73,350	3,680,000	81,220
				3,440,000		3,690,000	
2,910,000	58,320	3,170,000	65,790	3,450,000	73,660	3,700,000	81,540
2,920,000	58,590	3,180,000	66,100	3,460,000	73,980	3,710,000	81,850
2,930,000	58,860	3,190,000	66,420	3,470,000	74,290		82,170
2,940,000	59,130	3,200,000	66,730	3,480,000	74,610		82,480
2,950,000	59,400	3,210,000	67,050	3,490,000	94,920		82,800

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
3,710,000	3,720,000	83,110	3,910,000	3,920,000	80,410	8,000,000	12,000,000	40,000,000	60,000,000	100,000,000	以上	3,710,000	3,720,000	83,110	3,910,000
3,720,000	3,730,000	83,430	3,920,000	3,930,000	80,730							3,720,000	3,730,000	83,430	3,920,000
3,730,000	3,740,000	83,740	3,930,000	3,940,000	90,040							3,730,000	3,740,000	83,740	3,930,000
3,740,000	3,750,000	84,060	3,940,000	3,950,000	90,360							3,740,000	3,750,000	84,060	3,940,000
3,750,000	3,760,000	84,370	3,950,000	3,960,000	90,670							3,750,000	3,760,000	84,370	3,950,000
3,760,000	3,770,000	84,690	3,960,000	3,970,000	90,990							3,760,000	3,770,000	84,690	3,960,000
3,770,000	3,780,000	85,000	3,970,000	3,980,000	91,300							3,770,000	3,780,000	85,000	3,970,000
3,780,000	3,790,000	85,320	3,980,000	3,990,000	91,620							3,780,000	3,790,000	85,320	3,980,000
3,790,000	3,800,000	85,630	3,990,000	4,000,000	91,930	12,000,000	20,000,000	60,000,000	100,000,000	以上		3,790,000	3,800,000	85,630	3,990,000
3,800,000	3,810,000	85,950										3,800,000	3,810,000	85,950	
3,810,000	3,820,000	86,260	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から146,250円を控除した金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から146,250円を控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から146,250円を控除した金額	100,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に6.3%を乗じて算出した金額から1,136,250円を控除した金額		3,810,000	3,820,000	86,260	4,000,000
3,820,000	3,830,000	86,580										3,820,000	3,830,000	86,580	
3,830,000	3,840,000	86,890										3,830,000	3,840,000	86,890	
3,840,000	3,850,000	87,210										3,840,000	3,850,000	87,210	
3,850,000	3,860,000	87,520										3,850,000	3,860,000	87,520	
3,860,000	3,870,000	87,840	5,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から286,250円を控除した金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から286,250円を控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から286,250円を控除した金額	100,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に6.3%を乗じて算出した金額から1,136,250円を控除した金額		3,860,000	3,870,000	87,840	5,000,000
3,870,000	3,880,000	88,150										3,870,000	3,880,000	88,150	
3,880,000	3,890,000	88,470										3,880,000	3,890,000	88,470	
3,890,000	3,900,000	88,780										3,890,000	3,900,000	88,780	
3,900,000	3,910,000	89,100										3,900,000	3,910,000	89,100	

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなす」とし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四百九十条の二第一項の改正規定は昭和四十五年五月一日から、第四十二条第三項、第四百八十九条第一項及び第二項、第七百条の三第三項並びに附則第三十一条の改正規定は同年六月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分(新法第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。)は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第四十二条第三項の規定は、昭和四十五年六月一日以後に納付又は納入があつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について適用する。

3 新法別表第一は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払われる新法第五十条の二に規定する退職手当等に係る新法第五十条の六の規定によつて徴収する税額(以下この項において「特別徴収税額」という。)又は同日以後に確定する新法第五十条の八の規定によつて徴収する税額(以下この項において「普通徴収税額」という。)の算定について適用し、同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日前に確定した普通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

4 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第二十三条第一項第四号の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)附則第十一條及び第十二條の規定により同法による改正前の租税特別措置法(昭和四十二年法律第二十六号。以下「改正前の租税特別措置法」という。)第四十二条の三、第四

十二條の四又は第四十二条の五の規定の例によることとされる法人に係る道府県民税の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、なおその効力を有する。

5 新法第五十一条第一項の規定は、昭和四十五年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

第三条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十四条第一項の規定により改正前の租税特別措置法第五十六条の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第七十二条の四十八第四項第三号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の

解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の十八第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の事業税に

(不動産取得税に関する規定の適用)

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対する不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対する不動産取得税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分(新法第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。)は、昭和四十五年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百二十一条の三第二項ただし書の規定は、昭和四十五年度分の個人の市町村民税については、なおその効力を有する。

3 新法別表第二は、施行日以後に支払われる新法第三百二十八条に規定する退職手当等に係る新法第三百二十八条の六の規定によつて徴収する税額(以下この項において「特別徴収税額」という。)又は同日以後に確定する新法第三百二十八条の十三第一項の規定によつて徴収する税額(以下この項において「普通徴収税額」という。)の算定について適用し、同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日前に確定した普通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

4 旧法第二百九十二条第一項第四号の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十条及び第十二条の規定により改正前の租税特別措置法第四十二条の三、第四十二条の四又は

第四十二条の五の規定の例によることとされる法人に係る市町村民税の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、なおその効力を有する。

5 新法第三百四十四条の六第一項の規定は、昭和四十五年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税(清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十五年度分の固定資産税から適用し、昭和四十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二項の規定中線路の地下移設又は高架移設をするために敷設した同項に規定する構造物に関する部分、新法第三百四十九条の三第十三項及び新法第三百四十九条の三第十七項の規定は、昭和四十四年一月二日以後において敷設され、建設され、又は設けられたこれらの規定に規定する構造物について、昭和四十五年度分の固定資産税から適用する。

3 旧法第三百四十九条の三第三項の規定は、昭和四十四年一月一日までの間に建設された同項に規定する構造物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九条の三第十七項の規定は、昭和四十四年一月一日以前において設けられた同項に規定する構造物についても、昭和四十五

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

地方税法の一部を改正する法律案

四六八

年度分の固定資産税から適用する。この場合において、当該構築物に対して課する固定資産税の課税標準は、当該構築物が設けられた日の属する年の翌年(その日が一月一日である場合においては、同日の属する年)の四月一日の属する年度から昭和四十四年度までの年度の数を十から控除して得た数(以下この項において「残存年度数」という。)が五をこえるときは、昭和四十五年分分からその五をこえる年度分については当該構築物の価格の三分の一の額、その後五年分については当該構築物の価格の三分の二の額とし、残存年度数が五以下であるときは、昭和四十五年分分からその数に相当する年度分については当該構築物の価格の三分の二の額とする。

5 旧法第三百四十九条の三第十七項の規定は、昭和四十四年一月一日までの間において敷設された同項に規定する構築物に対して課する昭和五十三年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

(電気ガス税に關する規定の適用)
第七條 新法第四百八十九条第一項及び第二項並びに新法附則第三十一条第二項の規定は、昭和四十五年六月一日以後に使用する電気に対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二第一項の規定は、昭和四十五年五月一日以後に使用する電気又はガスに対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

新法第四百九十条の二第一項の規定は、昭和四十五年五月一日以後に使用する電気又はガスに対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(軽油引取税に關する規定の適用)

第八條 新法第七百条の三第三項の規定は、昭和四十五年六月一日以後において、自動車の保有者が同項に規定する炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合の当該消費に対する軽油引取税について適用し、同日前にされた当該消費に対する軽油引取税については、なお従前の例による。

(都の特例に關する規定の適用)

第九條 新法第七百三十四条第三項の規定は、昭和四十五年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分に納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の都民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に關する規定の適用)

第十條 新法附則第三十六條の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十六号)附則第十五條の規定により適用される新法附則第三十四條又は第三十五條の規定の適用がある場合には、昭和四十五年分分の国民健康保険税についても、適用する。

この場合において、新法附則第三十六條中「昭和四十六年度」とあるのは、「昭和四十五年度」とする。

(罰則に關する規定の適用)

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる

れる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部改正)

第十三條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「次項」の下に「及び附則第十八項」を加え、附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十八項中「前二項」を「前三項」とし、「又は第十七項に定める率」を「若しくは第十七項に定める率又は第十八項の納付金算定標準額を算定する場合に用いられた率」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の前に次の一項を加える。

18 第二条第二項に規定する固定資産のうち、既設の鉄道と道路とを立体交差させるために昭和四十四年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に建設された立体交差化施設のうち線路設備、道路設備その他の政令で定める構築物(前項の規定の適用を受けるものを除く)に係る納付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第四項の規定にかかわらず、前項の算定方法に準じて算定した額とする。

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額並びに事業税の事業主控除の額の引上げ、不動産取得税等の非課税範囲の拡大、電気ガス税の免税の引上げ等を行なうほか、土地の評価替えに伴

る固定資産税及び都市計画税の税負担の激変を緩和するための調整措置を講ずるとともに、道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の調整その他地方税制の合理化を図るため所要の規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔菅太郎君登壇〕

○菅太郎君 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住民負担の軽減及び合理化をはかるため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額並びに事業税の事業主控除の額の引き上げ、不動産取得税等の非課税範囲の拡大、電気ガス税の免税の引き上げ等を行なうとともに、土地の評価替えに伴う固定資産税及び都市計画税の税負担の激変を緩和するため負担の調整措置を講ずるほか、市町村税源の充実に資するため道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の調整、その他地方税制の合理化をはかるため所要の規定の整備を行なおうとするものであります。

本案は、三月十七日本委員会に付託され、同十九日秋田自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、本案はもとより、地方税制全般にわたって審査を行なつたのであります。

同二十七日、本案に対する質疑を終了し、討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して豊委員は本案に賛成、日本社会党を代表して土井委員、公明党を代表して和田委員、民社党を代表して岡沢委員及び日本共産党を代表して青柳委員

は、本案に反対の意見をそれぞれ述べられまし
た。

採決を行ないましたところ、本案は賛成多数を
もって可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、国、地方を通ずる税
制のあり方についての根本的な再検討と大都市及
びその周辺都市の税源充実、住民税課税最低限の
一そりの引き上げ、白色事業専従者控除の引き上
げ及び市町村道路目的財源の確保について附帯決
議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒船清十郎君) 起立多数。よって、本
案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(荒船清十郎君) 本日は、これにて散会
いたします。

午後七時十四分散会

出席閣務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 小林 武治君
外務大臣 愛知 揆一君
大蔵大臣 福田 赳夫君
文部大臣 坂田 道太君
厚生大臣 内田 常雄君
農林大臣 倉石 忠雄君
通商産業大臣 宮澤 喜一君
運輸大臣 橋本登美三郎君
郵政大臣 井出一太郎君
労働大臣 野原 正勝君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の報告書及び文書
を受領した。

農業基本法第六條第一項の規定に基づく昭和四
十四年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七條の規定に基づく昭和四十五年
度において講じようとする農業施策についての
文書

一、去る二十七日、内閣から次の報告書を受領し
た。

地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財
政の状況報告書

昭和四十一年度決算に関する衆議院の議決につ
いて講じた措置

(通知書受領)

一、去る二十七日、参議院議長から、次の法律の
公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改
正する法律

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の
特別措置に関する法律

国税通則法の一部を改正する法律

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法
自販車道の整備等に関する法律

不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別
試験に関する法律

河川法施行法の一部を改正する法律

建設大臣 根本龍太郎君
自治大臣 秋田 大助君
国務大臣 荒木萬壽夫君
国務大臣 佐藤 一郎君
国務大臣 中曾根康弘君
国務大臣 西田 信一君
国務大臣 保利 茂君
国務大臣 山中 貞則君

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
皇室経済法施行法の一部を改正する法律
總理府設置法の一部を改正する法律

(要求書受領)

一、今三十日、内閣から、土地調整委員会委員に
大山隆君を任命したので、土地調整委員会設
置法第七條第一項の規定により本院の同意を得
たい旨の要求書を受領した。

一、今三十日、内閣から、中央更生保護審査会委
員に古賀忠道君及び柳川眞文君を任命したいの
で犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により
本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十六日、地方行政委員会において、次
のとおり理事を補欠選任した。

理事 山本弥之助君(理事山口鶴男君去る二
十六日理事辞任につきその補欠)

一、去る二十七日、常任委員会において、次のと
おり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 瀬戸山三男君(理事福永健司君去る二
十七日理事辞任につきその補欠)

理事 細田 吉蔵君(理事田中伊三次君去る
二十七日理事辞任につきその補欠)

運輸委員会

理事 宮井 泰良君(理事松本忠助君去る二
十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 山口 鶴男君 補欠 細谷 治嘉君
大蔵委員 辞任 山口 鶴男君 補欠 細谷 治嘉君
大蔵委員 辞任 山口 鶴男君 補欠 細谷 治嘉君

農林水産委員 美濃 政市君 補欠 中澤 茂一君
中澤 茂一君 補欠 中澤 茂一君

農林水産委員 中澤 茂一君 補欠 中澤 茂一君

辞任 田澤 吉郎君 補欠 山崎平八郎君
中澤 茂一君 補欠 美濃 政市君
山崎平八郎君 補欠 田澤 吉郎君
美濃 政市君 補欠 中澤 茂一君

建設委員 遠藤 三郎君 補欠 葉梨 信行君

予算委員 坂井 弘一君 補欠 西中 清君

決算委員 辞任 西中 清君 補欠 坂井 弘一君

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 山口 敏夫君 補欠 野呂 恭一君
木原 実君 補欠 榑 兼次郎君
東中 光雄君 補欠 米原 昶君
野呂 恭一君 補欠 山口 敏夫君
榑 兼次郎君 補欠 木原 実君
米原 昶君 補欠 東中 光雄君

地方行政委員

辞任 野呂 恭一君 補欠 稻村佐近四郎君
華山 親義君 補欠 安井 吉典君
稻村佐近四郎君 補欠 野呂 恭一君
華山 親義君 補欠 安井 吉典君

法務委員 辞任 江藤 隆美君 補欠 坂元 親男君
河本 敏夫君 補欠 山崎平八郎君
島村 一郎君 補欠 綿貫 民輔君
永田 亮一君 補欠 高島 修君
下平 正一君 補欠 中谷 鉄也君
西村 榮一君 補欠 岡沢 完治君

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

四七〇

[illegible]

決算委員	林 百郎君	不破 哲三君
辞任	勝澤 芳雄君	補欠
議院運営委員	下平 正二君	
辞任	補欠	
鈴木 一君	和田 春生君	
和田 春生君	鈴木 一君	
去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
地方行政委員	補欠	
辞任	矢野 絢也君	
大蔵委員	桑名 義治君	
辞任	補欠	
平林 剛君	三宅 正一君	
文教委員	補欠	
辞任	河村 勝君	
運輸委員	麻生 良方君	
辞任	補欠	
久保 三郎君	米田 東吾君	
建設委員	補欠	
辞任	川崎 寛治君	
三木 喜夫君	補欠	
予算委員	補欠	
辞任	三木 喜夫君	
川崎 寛治君	平林 剛君	
三宅 正一君	久保 三郎君	
米田 東吾君	坂井 弘一君	
西中 清君	山田 太郎君	
矢野 絢也君	田畑 金光君	
河村 勝君	補欠	
決算委員	補欠	
辞任	坂井 弘一君	
坂井 弘一君	西中 清君	

(条約提出)

去る二十六日、内閣から提出した条約は次の

とおりである。

日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に關する議定書の締結について承認を求めるの件
一、去る二十七日、内閣から提出した条約は次のとおりである。

教育的、科学的及び文化的資材の輸入に關する協定の締結について承認を求めるの件
北西大西洋の漁業に關する國際条約及び關係諸議定書の締結について承認を求めるの件
全米熱帯まぐろ類委員會の設置に關するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約への加入について承認を求めるの件
南東大西洋の生物資源の保存に關する条約の締結について承認を求めるの件

（議案提出）

一、去る二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

タクシー業務適正化臨時措置法案
昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案
昭和四十五年度一般会計暫定予算
昭和四十五年度特別会計暫定予算
昭和四十五年度政府關係機關暫定予算
一、去る二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

地方公營企業法の一部を改正する法律案（阪上安太郎君外五名提出）
公營企業金融公庫法の一部を改正する法律案

(阪上安太郎君外五名提出)
(議案受領)
一、去る二十七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
輸出中小企業製品統一商標法案
一、去る二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
出產手当法案
労働基準法の一部を改正する法律案
一、去る二十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
小規模企業助成法案
(条約付託)
一、去る二十六日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
日本国とルーマニア社会主義共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
(条約第二二二号)
日本国とブルガリア人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件
(条約第二三三号)
以上二件 外務委員会 付託
一、去る二十七日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
教育的、科学的及び文化的資材の輸入に關する協定の締結について承認を求めるの件
(条約第一五五号)
北西大西洋の漁業に關する國際条約及び關係諸議定書の締結について承認を求めるの件
(条約第二六六号)
全米熱帶まぐろ類委員會の設置に關するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約への加入について承認を求めるの件
(条約第一七九号)
南東大西洋の生物資源の保存に關する条約の締結について承認を求めるの件
(条約一八八号)
以上四件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第三号) 内閣委員会 付託

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇四号) 大蔵委員会 付託

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇五号) 通信委員会 付託

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第八七号) 建設委員会 付託

昭和四十五年度一般会計暫定予算 昭和四十五年度特別会計暫定予算 昭和四十五年度政府関係機関暫定予算

以上三件 予算委員会 付託

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

輸出中小企業製品統一商標法案 (内閣提出第五三三号) (参議院送付) 商工委員会 付託

一、去る二十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

出産手当法案 (大橋和孝君外一名提出、参法第一号) (予)

労働基準法の一部を改正する法律案 (藤原道子君外一名提出、参法第二号) (予)

以上二件 社会労働委員会 付託

一、去る二十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

小規模企業助成法案 (矢追秀彦君外一名提出、参法第三号) (予) 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案 経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 ガス事業法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

自転車道の整備等に関する法律案

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案

一、去る二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

国税通則法の一部を改正する法律案

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案

河川法施行法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

昭和四十五年度一般会計暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、昭和四十五年度一般会計予算の年度内成立が困難なため、四月一日から四月十八日までの期間について、編成されたものである。

本暫定予算の編成要領は、次のとおりである。

1 歳入においては、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定の施策にかかる経費は、法令に基づき国の義務となつてゐる経費等必要最小限のものについて、所要の額を計上することとし、新規の施策にかかる経費は、原則として計上しない。

ただし、教育及び社会政策上の配慮等から、暫定予算の期間であつても放置することが適当でないもの(生活扶助基準の引上げ、失業対策事業の賃金日額の引上げ、大学生の増募等)については、特に計上する。

2 歳入においては、暫定予算の期間中に見込まれる額を計上する。

次に、本暫定予算の内容の概略は、次のとおりである。

昭和四十五年度一般会計暫定予算は、歳入総額一千五百五十億七千六百万円、歳出総額六千六百十六億九千万円であつて、四千五百六十六億一千三百百万円の歳出超過となつてゐる。なお、国庫の資金繰りについては、五千億円を限度として、必要に応じ大蔵省証券を発行することとしてゐる。(単位未済四捨五入)

歳入

1 租税及印紙収入 一二八、四三三百万円

2 官業益金及官業収入 五百百万円

3 雑収入 三、五九七百万円

4 前年度剰余金受入 二、〇四一百万円

歳出

1 社会保障関係費 七三、四三九百万円

(1) 生活保護費 一七、九四三百万円

生活扶助基準を十四%引き上げるとともに、教育扶助及び出産扶助においても、それぞれ基準の引上げを行なうこととしてゐる。

(2) 社会福祉費 六、〇一三百万円

(3) 社会保険費 三一、八四五百万円

(4) 保健衛生対策費 一二、二八三百万円

(5) 失業対策費 五、三五五百万円

失業対策事業については、賃金日額を百五十円四十銭引き上げて、平均一千六円十三銭としてゐる。

2 文教及び科学振興費 三八、七六〇百万円

(1) 義務教育費国庫負担金 二五、一四五百万円

(2) 国立学校特別会計へ繰入 九、九一六百万円

学科の新設、小学校教員養成課程の入学定員の増員等による大学生の増募等を行なうこととしてゐる。

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号 議案に関する報告書

に準じて、四月一日から十八日までの期間について作成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

歳入(百万円) 歳出(百万円)

造幣局特別会計	五二三	五二三
印刷局特別会計	一、一六	九五六
資金運用部特別会計	九、〇二三	六九八
国債整理基金特別会計	一、一九三、一四二	二、二九五
貴金屬特別会計	二、三一〇	一、四二二
外国為替資金特別会計	一、四二八	九、四二九
産業投資特別会計	九、四二九	五四〇
賠償等特殊債務処理特別会計	五四〇	一〇四
地震再保険特別会計	一	三五四、二五八
交付税及び譲与税配付金特別会計	三五四、二五八	一、六九〇
石炭対策特別会計	三、一五七	〇
特定国有財産整備特別会計	一、一七一	一、一七一
国立学校特別会計	二、一九三	二、一九三
厚生保険特別会計	二、一九三	二、一九三
健康勘定	二、一九三	二、一九三
日雇健康勘定	二、一九三	二、一九三
年金勘定	二、一九三	二、一九三
業務勘定	二、一九三	二、一九三
船員保険特別会計	二、一九三	二、一九三
国立病院特別会計	二、一九三	二、一九三
病院勘定	二、一九三	二、一九三
療養所勘定	二、一九三	二、一九三
国民年金特別会計	二、一九三	二、一九三
国民年金勘定	二、一九三	二、一九三
福祉年金勘定	二、一九三	二、一九三
業務勘定	二、一九三	二、一九三
食糧管理特別会計	二、一九三	二、一九三
国内米管理勘定	二、一九三	二、一九三
国内麦管理勘定	二、一九三	二、一九三
輸入食糧管理勘定	二、一九三	二、一九三
農産物等安定勘定	二、一九三	二、一九三
輸入飼料勘定	二、一九三	二、一九三
業務勘定	二、一九三	二、一九三
調整勘定	二、一九三	二、一九三
農業共済再保険特別会計	二、一九三	二、一九三

- (3) 科学技術振興費 一、八八八百万円
- (4) 教育振興助成費 三二二百万円
- (5) 育英事業費 一、四九九百万円

四月からの採用人員の増加及び貸与月額の改定を織り込んでいる。

- 3 国債費 一、二一四百万円
- 4 恩給関係費 六八、四三三百万円
- (1) 文官等恩給費 七、九五二百万円
- (2) 旧軍人遺族等恩給費 五七、七八八百万円
- (3) 恩給支給事務費 二四一百万円
- (4) 遺族及び留守家族等援護費 二、五二二百万円
- 5 地方交付税交付金 三五四、二四〇百万円
- 四月の普通交付税の概算交付を行なうため必要な財源三千三百七十七億四千万円と四十四年度に借り入れた借入金償還するため必要な額百六十五億円との合計額を計上している。

- 6 防衛関係費 一八、一五二百万円
- 7 公共事業関係費 一二、一九二百万円
- (1) 治山治水対策事業費 一、八八四百万円
- (2) 道路整備事業費 二、六四六百万円
- (3) 港湾漁港空港整備事業費 六四三百万円
- (4) 生活環境施設整備費 二百万円
- (5) 農業基盤整備費 四〇八百万円
- (6) 災害復旧等事業費 六、六〇九百万円
- 8 貿易振興及び経済協力費 一、七四一百万円
- 9 中小企業対策費 七、七〇〇百万円
- 10 産業投資特別会計へ繰入 八、〇〇〇百万円
- 11 その他の事項経費 三、四四一百万円
- 12 予備費 三、〇〇〇百万円

二 本暫定予算の可決理由
本暫定予算は、昭和四十五年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支援なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十五年三月三十日

衆議院議長 船田 中蔵

予算委員長 中野 四郎

一 昭和四十五年度特別会計暫定予算に関する報告書

本暫定予算は、造幣局特別会計ほか四十一の特別会計に関するもので、一般会計暫定予算の編成

再保険金支払基金勘定	三七七	三七七
農業勘定	一九七	一九七
家畜勘定	三六六	三六六
臨時果樹勘定	三七七	三七七
業務勘定	一五	一五
漁船再保険及漁業共済保険特別会計	四二一	四二一
漁船普通保険勘定	三九	三九
漁船特殊保険勘定	五	五
漁船乗組員給与保険勘定	三三三	三三三
漁業共済保険勘定	六	六
業務勘定	八、四四七	八、四四七
国有林野事業特別会計	四一	四一
国有林野事業勘定	一六五	一六五
治山勘定	四三〇	四三〇
特定土地改良工事特別会計	五三四	五三四
アルコール専売事業特別会計	七、六六二	七、六六二
輸出保険特別会計	一四八	一四八
自動車損害賠償責任再保険特別会計	一〇	一〇
保険勘定	五〇五	五〇五
保障勘定	三七	三七
業務勘定	三三〇	三三〇
港灣整備特別会計	二八、七〇八	二八、七〇八
港灣整備勘定	二一、八三二	二一、八三二
特定港灣施設工事勘定	二六、二五八	二六、二五八
自動車検査登録特別会計	一五二	一五二
郵便事業特別会計	六、九九七	六、九九七
郵便貯金特別会計	九、〇七五	九、〇七五
簡易生命保険及郵便年金特別会計	二、四二六	二、四二六
保険勘定	一、八一二	一、八一二
年金勘定	一四一	一四一
労働者災害補償保険特別会計	一、八一二	一、八一二
失業保険特別会計	一四一	一四一
道路整備特別会計	一、八一二	一、八一二
治水特別会計	一四一	一四一
治水勘定	一、八一二	一、八一二
特定多目的ダム建設工事勘定	一四一	一四一

なお、歳入金額が歳出金額に不足する特別会計については、それぞれの特別会計法の規定に基づいて、短期証券の発行または積立金に属する現金の繰替使用等により賄うこととしている。

昭和四十五年三月三十日 衆議院会議録第十四号 議案に関する報告書

二 本暫定予算の可決理由
本暫定予算は、昭和四十五年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
昭和四十五年三月三十日
右報告する。

衆議院議長 船田 中殿

予算委員長 中野 四郎

昭和四十五年度政府関係機関暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨
本暫定予算は、日本専売公社はか十三の政府関係機関に関するもので、一般会計暫定予算の編成に準じて、四月一日から十八日までの期間について作成されたものである。(単位未満四捨五入)

歳入(百万円)	歳出(百万円)
日本専売公社	四二、二三四
日本国有鉄道	五九、二二二
損益勘定	二八、一四五
資本勘定	二、六〇〇
工事勘定	五、四九〇
日本電信電話公社	三、〇〇〇
損益勘定	三、〇〇〇
資本勘定	三、〇〇〇
建設勘定	二、五八四
国民金融公庫	三、〇四七
住宅金融公庫	三、二二二
農林漁業金融公庫	一八八
中小企業金融公庫	七四三
北海道東北開発公庫	四四四
公営企業金融公庫	三三八
中小企業信用保険公庫	五、七六〇
医療金融公庫	三、二四四
環境衛生金融公庫	三、二四四
日本開発銀行	三、二四四
日本輸出入銀行	三、二四四

二 本暫定予算の可決理由
本暫定予算は、昭和四十五年度政府関係機関予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号 議案に関する報告書

昭和四十五年三月三十日

衆議院議長 船田 中殿

予算委員長 中野 四郎

戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、出生及び死亡の届出人の便宜を図るため、出生及び死亡の届出の場所について改正しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 出生及び死亡の届出は、事件発生地においてすべきものと限定されているのを改め、事件本人の本籍地又は届出人の所在地のほか、事件発生地においてもすることができるようとする。
- 2 1にともない、附則において、死産の届出に関する規程及び墓地、埋葬等に関する法律等の一部について所要の整理をする。

二 議案の可決理由

現行戸籍法によれば、出生及び死亡の届出は、事件発生地においてすべきものと限定されているが、本案は、届出人の便宜を図るため、事件本人の本籍地又は届出人の所在地において届出するものとするほか、事件発生地においても、その届出ができるようにしようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十五年三月二十七日

法務委員長 高橋 英吉

衆議院議長 船田 中殿

機械類賦税信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行機械類賦税信用保険法は、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興を図る目的のもとに、機械類の割賦販売取引につき信用保険を行なう制度を定めたものであるが、最近急速に普及する傾向にあるローンによる機械類の販売は、割賦販売と同様の性格と効果をもつものと考えられるので、このローン販売を制度の対象に加えるようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 題名の改正

法律の題名を「機械類信用保険法」に改める。

2 購入資金借入保証契約を保険対象に加えるための改正

(1) 購入資金借入保証契約の定義

この法律において購入資金借入保証契約とは、政令で定める期間にわたり、かつ、三回以上に分割して償還することを条件として機械類の購入者が銀行その他の金融機関から借り入れた資金に係る債務を、当該機械類の製造業者又は販売業者が保証する契約をいう。

(2) 保険契約

購入資金借入保証契約に関する保険契約は、政府と機械類の製造業者又は販売業者(以下製

造業者等という)との間に、製造業者等が購入者に代わって弁済した借入金(利息を含む。以下同じ)の額をてん補すべき保険関係が機械類の区分ごとに包括的に成立することを内容とする。

(3) 保険価額及び保険金額

購入資金借入保証契約に関する保険関係においては、製造業者等が購入者のために保証した借入金の額を保険価額とし、その百分の五十を保険金額とする。

(4) 保険金

購入資金借入保証契約に関する保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、製造業者等が購入者に代わって弁済した借入金等であつて、償還期日等の到来したものの額(購入者から将来にわたつて求償できないことが確実と認められるときは、償還期日の未到来分を加えた額)から回収金の額及び不要支出額を控除した残額の百分の五十とする。

(5) 回収義務

購入資金借入保証契約に関して保険金の支払を受けた者は、求償権の行使等に努めなければならない。

(6) 回収金納付

購入資金借入保証契約に関して保険金の支払を受けた者は、その後に求償等により回収した場合において、政府のてん補した割合に応じた金額を政府に納付しなければならない。

3 施行期日等

この改正法は公布の日から施行することとし、所要の経過規定及び題名改正に伴う関係法律の整理の規定を設ける。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の設備近代化及び機械工業の振興に資するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度特別会計予算において、機械類信用保険の保険契約限度額は五百億円と定められ、また、機械類信用保険特別会計の歳入及び歳出は、それぞれ十五億七千二百九十九万四千円と予定されている。

右報告する。

昭和四十五年三月二十七日

商工委員長 八田 貞義

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

機械類賦税信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、中小企業の近代化を促進するため、左の諸点につき特に配慮すべきである。

一 保険対象機械を拡大する方向で常時検討するとともに、必要に応じて保険資本金の増額を図ること。

二 小規模企業の近代化を特に重視して、保険収支の均衡にのみとらわれることなく積極的に保険制度を運用するとともに、この趣旨に基づいて、てん補率の引上げ、保険料率、貸付利率の引下げその他制度全般に關し、早急に検討を加えること。

利率等の表示の年利建て移行に關する法律案（内閣提出、参議院送付）に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

利率等を日歩建てで表示している法律の規定について、国民的能率の向上に資するとともに、国際慣行にそつた表示方式をととのえるため、次のとおり、年利建てに改める等所要の規定の整備を行なうものである。

1 国税通則法、地方税法、土地収用法、道路法、農地法等五十八法律に規定する延滞税、延滞金、加算金、過怠金等の計算の基礎となる歩合の表示を、一日につき百円当たりの金額から年当たりパーセントの表示に改める。

2 公定歩合、各金融機関の適用金利等の体系との関連を考慮し、法律に規定する年利建ての割合は、特別の事情のある場合を除き、〇・二五%の整数倍の数値とし、現に日歩建てで定められている割合を年利建てに改めるに当たつては、国民負担の軽減等の基準に基づいて端数の調整を行なう。

3 延滞税、延滞金、加算金、過怠金等をその計算の基礎となる日数に応じて算定するための規定の整備等所要の措置を講ずる。

二 議案の可決理由

日歩と年利の二元表示は、国民的能率上著しいマイナスであり、また、公定歩合、市中標準金利が日歩建てで表示されていると金利変動幅が小幅に過ぎること、更に、国際慣行はほとんど例外なく年利、パーセント建てとなつてゐること等の理由により、本案は適切妥當な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十五年三月二十七日

衆議院議長 船田 中殿

大蔵委員長 毛利 松平

一 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

議案の要旨及び目的
地方税負担と地方財政の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税等について、負担の軽減合理化を行なうとともに、土地の評価替えに伴う固定資産税及び都市計画税の税負担の激変を緩和するため負担の調整を図るほか、市町村税源の充実に資するため道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の調整等を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 道府県民税及び市町村民税

1 個人の道府県民税及び市町村民税

(1) 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改める。

ア 基礎控除額を十三万円（現行 十二万円）に引き上げる。
イ 配偶者控除額を十一万円（現行 十万円）に引き上げる。
ウ 扶養控除額を八万円（現行 六万円）に引き上げる。
エ 寡婦控除等の額をそれぞれ八万円（現行 七万円）に引き上げるとともに特別障害者控除額を十万円（現行 九万円）に引き上げる。

オ 配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除額を九万円とする（現行 控除対象配偶者のいない一人目の扶養控除額八万円）。

カ 医療費控除の控除限度額を三十万円（現行 十五万円）に引き上げる。

(2) 障害者等についての非課税の範囲を、年所得三十二万円（現行 三十万円）までとする。

2 法人の道府県民税及び市町村民税

市町村税源の充実に資するため、法人の道府県民税の法人税割の標準税率を百分の五・六（現行 百分の五・八）に、法人の市町村民税の法人税割の標準税率を百分の九・一（現行 百分の八・九）に改める。

(二) 事業税

1 個人の事業税

事業主控除を三十二万円（現行 二十七万円）に引き上げる。

2 法人の事業税

分割基準の合理化を図るため、従業者の数を分割基準とする製造業以外の事業を行なう法人で資本又は出資の金額が一億円以上のものについても、その本社に従業者の数を二分の一として算定するよう改める。

(三) 不動産取得税

1 公的医療機関の開設者が設置する看護婦、準看護婦等の養成所において教育の用に供する等の不動産の取得については非課税とする。

2 農林漁業金融公庫から資金の貸付けを受けて農業協同組合等が農畜水産物の流通の合理化のための共同利用に供する施設を取得した場合の課税標準は、その施設の価格からその貸付けを受けた額を控除した額とする等課税標準の特例を設ける。

(四) 固定資産税

1 宅地等に対する固定資産税について、昭和四十五年度の評価替えに伴う税負担の激変を緩和しつつその均衡化を図るため、昭和四十五年度以降の各年度分の宅地等に係る固定資産税額が、その宅地等の評価額の昭和三十八年度分の評価額に対する上昇率の区分に應ずる次の表に定める負担調整率を前年度の課税標準額に乘じて得た額によつて算定した税額をこえる場合には、その宅地等の固定資産税の額は、前年度分の課税標準額に当該負担調整率を乘じて得た額によつて算定した税額とする。

上 昇 率	負担調整率
三 倍 未 満	一・一
三 倍 以 上 八 倍 未 満	一・二
八 倍 以 上 二 十 五 倍 未 満	一・三
二 十 五 倍 以 上	一・四

- 2 償却資産について所有権留保条件付売買があつた場合においては、売主及び買主を共有者とみなして課税するものとする。
- 3 鉱山保安法第四号第二号の粉じんの処理施設を非課税とする。
- 4 新たに営業路線を開業するために設けた一般自動車道に係る構築物の課税標準は、新設後五年度間はその価格の三分の一の額、その後の五年度間はその価格の三分の二の額とする等課税標準の特例を設ける。
- 5 重油に係る水素化脱硫装置、廃油処理施設及び営業用倉庫に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和四十八年一月一日までの間に新設されたものについて適用する等課税標準の特例措置の期限を延長する。

(四) 都市計画税

宅地等に対する都市計画税について、昭和四十五年度の評価替えに伴う税負担の激変を緩和するため、昭和四十五年度分及び昭和四十六年度分の宅地等に係る都市計画税額が、その宅地等の評価額の昭和四十四年度分の評価額に対する価格上昇率の区分に応ずる次の表に定める負担調整率を前年度分の課税標準額に乘じて得た額によつて算定した税額をこえる場合には、その宅地等の都市計画税の額は、前年度分の課税標準額に当該負担調整率を乘じて得た額によつて算定した税額とする。

価格上昇率	負担調整率
二 倍 未 満	一・三
二 倍 以 上 四 倍 未 満	一・六
四 倍 以 上	一・九

(六) 電気ガス税

- 1 電気に対する電気ガス税の免税点を六百元(現行 五百円)に、ガスに対する電気ガス税の免税点を千二百円(現行 千円)に引き上げる。
- 2 人工軽量骨材(頁岩を原料とするものに限る。)及びブチルゴムを非課税品目に加え、非課税品目のうち過酸化ソーダ等二品目を削除する。
- 3 毛紡績糸及び毛織物の製造に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率を昭和四十五年

六月一日から昭和四十七年五月三十一日までの間、百分の四(現行 百分の七)とする。

(七) 軽油引取税

自動車の保有者に対して軽油引取税が課される炭化水素油の範囲に炭化水素とその他の物との混合物及び単一の炭化水素を含めるものとする。

(八) 本法の施行

前記内の1の改正は昭和四十五年五月一日から、内の2及び他の改正は昭和四十五年六月一日から、その他の改正は公布の日から施行する。

なお、以上の改正により昭和四十五年度においては、個人の住民税において六百五十四億円、個人の事業税において四十五億円、電気ガス税その他において三十九億円、合計七百三十八億円の減税を行なうことになるが、一方、国税の改正等に伴い九十五億円の増収、また都市計画税について新たに負担調整措置を講ずることにより現行制度による収入見込額に比し二百三十五億円の減収が見込まれるので、差引き八百七十八億円の減収となる。

二 議案の可決理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るほか、市町村税源の充実に資するための本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十五年三月二十七日

地方行政委員長 菅 太郎

衆議院議長 船田 中蔵

(別紙)

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、住民負担及び市町村財政の現状にかんがみ、左の措置を講ずべきである。

一 最近における社会経済情勢の著しい変化に対応するため、早急に国、地方団体を通ずる税制のあり方について根本的な再検討を行なうとともに、都市とくに大都市並びにその周辺都市における財政需要の増高の状況にかんがみ、引き続きその税源の充実につとめること。

二 住民税負担の軽減を図るため、課税最低限については、所得税の課税最低限の引上げ等を勘案し、その引上げにつとめること。

三 中小企業者の税負担の軽減を図るため、所得税との関連を考慮しつつ、白色事業専従者控除の引上げにつとめること。

四 道路整備五カ年計画の改定に伴う地方道路事業費の増加に対処するため、地方道路目的財源とくに市町村の道路目的財源の確保に必要な措置を講ずること。
右決議する。

昭和四十五年三月三十日 衆議院會議録第十四号

四七八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四一一(六代)